

第九十四回国会 農林水産委員会議録 第十号

(二七三)

昭和五十六年四月二十二日(水曜日)

午前十時四分開議

出席委員

委員長

田邊 國男君

理事

菊池福治郎君

理事

羽田 政君

理事

新盛 辰雄君

理事

武田 一夫君

理事

逢沢 英雄君

小里 貞利君

川田 正則君

北村 義和君

佐藤 隆君

田名部匡省君

玉沢徳一郎君

栗山 明君

小川 国彦君

島田 琢郎君

竹内 猛君

安井 吉典君

神田 厚君

野間 友一君

農林水産大臣

農林水産政務次官

農林水産大臣官房長

農林水産省經濟局長

農林水産省構造改善局長

農林水産省農蚕園芸局長

農林水産省農蚕二瓶

農林水産省農蚕博君

委員外の出席者

資源エネルギー

子

力

公

益

電

安

全

管

理

課

長

公

益

事

業

部

原

理

室

公

益

事

業

部

原

理

室

長

農

林

水

產

委

員

會

議

錄

第

十

號

関する請願外一件(串原義直君紹介)(第三二九〇号)

食糧管理制度の充実強化に関する請願(井出一太郎君紹介)(第三二三九号)

同(清水勇君紹介)(第三二六九号)

同(下平正一君紹介)(第三二七一号)

同(中村茂君紹介)(第三二七二号)

同(小川平二君紹介)(第三二四〇号)

同(唐沢俊二郎君紹介)(第三二四二号)

同(串原義直君紹介)(第三二四三号)

同(倉石忠雄君紹介)(第三二四四号)

同(小坂善太郎君紹介)(第三二四五号)

同(清水勇君紹介)(第三二四六号)

同(下平正一君紹介)(第三二四七号)

同(中村茂君紹介)(第三二四八号)

同(羽田政君紹介)(第三二四九号)

同(宮下創平君紹介)(第三二五〇号)

畜産経営の安定強化に関する請願(井出一太郎君紹介)(第三二五五号)

同(串原義直君紹介)(第三二五五号)

同(倉石忠雄君紹介)(第三二五六号)

同(小坂善太郎君紹介)(第三二五七号)

同(清水勇君紹介)(第三二五八号)

同(下平正一君紹介)(第三二五九号)

同(中村茂君紹介)(第三二六〇号)

同(羽田政君紹介)(第三二六一號)

同(宮下創平君紹介)(第三二六二号)

昭和五十六年度系価の引き上げ等に関する請願(井出一太郎君紹介)(第三二六三号)

同(小川平二君紹介)(第三二六四号)

同(小沢貞孝君紹介)(第三二六五号)

同(唐沢俊二郎君紹介)(第三二六六号)

同(串原義直君紹介)(第三二六七号)

同(倉石忠雄君紹介)(第三二六八号)

本日の会議に付した案件

農業者年金基金法の一部を改正する法律案(内閣提出第四七号)

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員

共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第四八号)

は本委員会に付託された。

君紹介)(第三二五五号)

君紹介)(第三二五六号)

君紹介)(第三二五七号)

君紹介)(第三二五八号)

君紹介)(第三二五九号)

君紹介)(第三二六〇号)

君紹介)(第三二六一號)

君紹介)(第三二六二号)

君紹介)(第三二六三号)

君紹介)(第三二六四号)

君紹介)(第三二六五号)

君紹介)(第三二六六号)

君紹介)(第三二六七号)

君紹介)(第三二六八号)

○田邊委員長 これより会議を開きます。

農業者年金基金法の一部を改正する法律案(内閣提出第四七号)

質疑をいたしますが、私はその前に大臣に確認を

して質問に入りますので、順次これを許し

ます。野坂浩賢君。

○野坂委員 農業者の年金問題についてこれから

質疑をいたしますが、私はその前に大臣に確認を

して質問に入りますので、こう思っておられます。

歴代の総理及び農林大臣は、農業と他の産業と

の所得の格差を是正しなければならぬ、それは政

府の命題である。こういう方針で進められてまい

ったわけであります。亀岡農林大臣も御就任以来

鋭意努力をされてまいつたと思いますが、この方

針に間違はないのか。それと、現在の農業所得

と他産業との所得の格差は是正をされてきたのか、格差が拡大をしてきたのか、その辺はどのよう
に御認識になつておるのか。また、これに対応する対策としての方針があればお示しいただきた
い、こう思ひます。

を受けたあの答申の精神であり、また行政の目標でなければならないということで、私はそのように考えております。

○野坂委員 農業者年金のあり方についてであります。が、御案内のようにこれは政策年金であります

○鶴岡國務大臣 農業基本法を制定いたしました。その趣旨からして、農業従事者と他産業従事者との所得の均衡を図つてまいりうるというのが農政の大きな眼目であることはお示しのとおりでござります。私もそのように考え、そしてそれを達成すべく日夜努力をいたしております。あらゆる努力をいたしまして生産性の向上を図り、

す。ある程度政策的にそれが成果があつた、そういう考え方方に立つて、この農業者年金をやめることはないだろうと思つております。老後の保障を十分にしていくために、農業がある限り農業者年金は続くものと、このように私は判断しておりますが、そういうふうに考えてよろしくうございま
すか。

所得格差をなくそうという努力をいたしてきておりますけれども、他産業従事者の方の所得も年々伸びてきておるというようなことから、一世帯当たりで見た農業所得と労働者世帯所得との間には、まだ格差が厳然としてあるということを認めざるを得ません。

○亀岡国務大臣 私もそのように考えます。
○野坂委員 農業者年金の給付の水準についてお伺いをいたします。

五十一年に農業者年金を改正いたしました際に、昭和五十年十二月十八日に年金の審議会が答申をしております。その内容は、要約いたします。

したがつて、今後においても構造政策、さらには生産政策を積極的に推進をいたしまして、規模拡大等によつて生産性の向上を図ると同時に、品種改良等あらゆる努力をいたしまして農業所得の向上を進めてまいりたい、こう考えておる次第でござります。なかなか険しい道ではあります、総合的な施策を進めるということによつてこの困難な目的を果たしていくかなければならない、こう考

特に昨年、農用地利用増進法初め農地法、農業委員会法等の改正、制定をしていただいて、構造政策を進める環境等の改善も図っていただいたわけでありますので、その辺にも力を入れ、さらには農村の地域社会に対する雇用の場をいかにして設定していくかというような問題ともあわせて、目下農林水産省において懸命の努力をいたしております。

うに理解をしておりますか、そのとおりであります。
○杉山(克)政府委員 そのとおりでございます。
○野坂委員 今度の年金の改正につきましては、
経営移譲の場合の単価は三千五百七十五円でした
か、それから老齢年金の場合はたしか八百九十五円、
こういうことになつておると思います。それで、持てお伺いしたいのは、いまも大臣なり局長す
か。

るところでございます。

から御答弁いたしましたように、厚生年金のチ
デルケースというのをございますね。お手元にあ
るかと思いますが、これは平均加入期間が三十九
年、平均標準報酬月額は十九万八千五百円、こ
うしたことになります。それで定額部分と契

酬比例配分をプラスいたしますと、モデルケースとしては十二万九千五百二十四円という月額の年金がもらえる、これがモデルケースですね。これに農業者年金を当てはめてまいりますと、推定の農業所得月額というのは十二万九千百十円になりますね。それは示しておりますよう、十万七千二百五十円という答えから換算をいたしますと、千円の開きが出ておる。これでは農業所得といふものが非常に下回つておるということを明らかにしておるわけであります。この点について、先ほど大臣も局長もお話しになりましたように、同じようなレベルでぜひやつていただきたい、またやつていただきたいということではあります、このようないいふうに思いますが、どうですか。

厚生年金自体の中での格差もあるわけでござります。したがいまして、農業者の所得は労働者一般の場合と格差がある、それがそのまま農業年金の給付の水準に反映することになるわけでござります。格差のは是正ということは今後努力を続けていかなければなりませんが、私どもとしては、制度的に厚生年金と同じ考え方にしてそのバランスが保たれている給付水準を農業者年金においても確保し得ている、かように考へておるわけでござります。

○野坂委員 月額十九万八千五百円というのは年収にして三百十三万六千円になりますね。それで、農家の場合は二百四万円ですね。年間に百十万円程度の格差がある。これでは、農業所得の向上を言いましても、三分の一も格差があるといふことは問題がある。できるだけ政策的にそれを進めるという農業者年金でありますから、たとえば二百四万というのはどういう平準を示しておるのか、専業農家は二百七十七万円あります。亀岡農林大臣がおっしゃる中核的農家といふものの所得は約三百十九万円に上つておるわけであります。

この辺から考えまして、当然加入の五十アール以上を全部平均したものが二百四万円という理解であらうと思いますが、厚生年金のモデルとあわせて、あなた方が推進をする地域農政と中核的農家の育成という意味の場合は、中核的農家の三百十九万円にもつとウエートを考えて、そのような農業所得方式をいわゆる報酬比例部分の中に算入をする、こういう方法をとったならばある程度水準が並ぶではないかと、私はその矛盾を指摘するわけであります。大臣はいかにお考えですか。

○杉山(克)政府委員 農家所得についてどういう推定というか算定をなすべきであるかについては各種の算定方式がございます。過去の傾向からこれを延ばしていくと、いろいろなことをベースにするわけでございますが、その場合私ども、都府県〇・五ヘクタール、道二・〇ヘクタール以上の農家、つまり当然加入規模以上の農家の平均農業所

得を対象にして推定をしたわけでございます。いろいろな計算方式がありますが、そういう方式の中で一番高い直線回帰方式をとりました場合、十五年度の農業所得は約二百四万円と算定されたわけでございます。実際はどういう対象をとるかという場合、当然加入規模以上の農家が、考えられる一番合理的な水準であろうかと思います。それから、中核農家を育成するという観点からそういう所得はとれないものかというお話でございます。確かに中核農家を育成するための助成策はそれなりに農政全般の面で講じていかなければなりませんが、年金制度としてはいま申し上げましたような考え方立つて、公正な所得水準といふものを算定すべきであろうと考えるわけでございます。

○野坂委員 全然配慮してはおりません。これは当然加入五十アール以上を平均化したもので

す。現在の労働者の年間所得は三百十三万円、農家の所得の現状というのは二百四万円、これだけの差異が現出をしておるということは問題がある。だから、政策年金といつて他の産業との所得の格差を是正するには、少なくとも年金だけでも同じような方向をとっていくこと、しかも中核農家なり専業農家育成というところに農政の焦点を合わせておるならば、その方向をとるといふことではむしろ適正ではないのか、意欲的になるのではないか。農業所得は少ないけれども、その後の安定は労働者並みに保障しておりますという

ところを明らかにすることが、愛情ある農家の老後における保障政策として、いわゆる政策年金としての姿ではないのか、そういうふうに私は思います。

○杉山(克)政府委員 そしてもう一点、これからは格差の縮小に集中をするのだ、厳然とした態

度で述べられたことに対し私は敬意を表するわ

けであります、昭和五十二年の財政再計算の際には、たとえば経営移譲年金の月額を厚生年金の月額で割った場合は八六・三%という比率が出ておりました。今回の財政再計算の結果は八二・八%という数字が出ております。農業と他産業との所得格差は、より以上はさみ状に拡大をする傾向を示してきた。こういうことが端的に言えると思つてあります。先ほど御答弁をいただきまして、農林大臣なり局長の言とは逆な方向をたどつておる、この点についてはどのようにお考へにならね。そうすると、総合して国の補助金は何%になりますか。

○野坂委員 いま局長がお話しになりました国庫補助は、たしか拠出時に十分の三ですか、それから給付時に三分の一、それから短期間の方のことには二分の一、こういうことになつておりますね。そうすると、総合して国の補助金は何%になりますか。

○杉山(克)政府委員 先生よく御存じでございまして、いまおっしゃられたようなそれぞれの国庫負担が行われております。すなわち、経営移譲年金給付に要する費用については三分の一、それから期間短縮者については、加算部分について二分の一、それから保険料の拠出時には全体の十分の三、つまり加入者が納める保険料の額の七分の三に相当する額、これだけの国庫補助が行われております。この国庫補助の額全体の給付費に対する割合がどのくらいになるか見てみると、実質四六%程度になっておるわけですが、これまでの格差が必ずしも縮小を見ていません。農業者の所得には格差が存在しますし、それは拡大するという傾向さえ見られるわけでございます。そのことがこの年金の給付水準の上にも反映しているということは大変残念なことでござります。このことはやはりむを得ないのではないかと私は思つてございます。

○野坂委員 いま御答弁をいただきましたが、なかなか御答弁しておられません。それで、この問題はほかの公的年金制度と比べて相違ないものといふことがあります。ただ、年金制度のあり方、年金の原理原則からいたしますと、所得に見合つた給付といふことはやはりむを得ないのではないかと私は思つてございます。

○野坂委員 それから、配慮したと言うが配慮していないでないかといふ御批判でございますが、当然加入者の要件、その規模以上のものをとるといふことは、実際加入者の平均から見ますと、まあそういう実際加入者の平均のとりようがないといふことはやはりむを得ないということにはならない

ことだ。それで、この問題はやはりむを得ないのではないかと私は思つてございます。

○野坂委員 それから、政策年金としての年金制度の付加年金としての政策的な年金制度であるといふことは、これが六〇%以上に引き下げるこ

ところを明らかにすることが、愛情ある農家の老

後における保障政策として、いわゆる政策年金と

しての姿ではないのか、そういうふうに私は思つております。

○野坂委員 そしてもう一點、これからは格差の拡大ではなく、

農業者年金は非常に厳しい情勢になつてくる、こ

ういう判断から私はそのように考えておるわけですが、大臣も、農林省も、そのようにお考へです

るつもりでございます。

○野坂委員 いま局長がお話しになりました国庫補助は、たしか拠出時に十分の三ですか、それから給付時に三分の一、それから短期間の方のことには二分の一、こういうことになつておりますね。そうすると、総合して国の補助金は何%になりますか。

○杉山(克)政府委員 年金財政の見通しと

いうのは、実は大変厳しい情勢にございます。そこで今回保険料の算定に当たりましても、すでに先生が質問の中でもお認めくださいましたように、平準保険料としては八千五百六十七円を確保しなければいけないところでございますが、農家負担を考えますと一遍に現在の倍以上の水準に引き上げることは実際的ではないということでお考へです。

○野坂委員 いまおっしゃられたようなそれぞの国庫補助は、たしか拠出時に十分の三ですか、それから給付時に三分の一、それから短期間の方のことには二分の一、こういうことになつておりますね。そうすると、総合して国の補助金は何%になりますか。

○杉山(克)政府委員 先生よく御存じでございまして、いまおっしゃられたようなそれぞの国庫負担が行われております。すなわち、経営移譲年金給付に要する費用については三分の一、それから期間短縮者については、加算部分について二分の一、それから保険料の拠出時には全体の十分の三、つまり加入者が納める保険料の額の七分の三に相当する額、これだけの国庫補助が行われております。この国庫補助の額全体の給付費に対する割合がどのくらいになるか見てみると、実質四六%程度になつておるわけですが、これまでの格差が必ずしも縮小を見ていません。農業者の所得には格差が存在しますし、それは拡大するという傾向さえ見られるわけでございます。そのことがこの年金の給付水準の上にも反映しているということは大変残念なことでござります。ただ、年金制度のあり方、年金の原理原則からいたしますと、所得に見合つた給付といふことはやはりむを得ないのではないかと私は思つてございます。

○野坂委員 この前の国会で、農家の負担能力等を勘案をして保険料を決めていただきたい、こういう附帯決議をしておりましたが、亀岡農林大臣が就任をされて、このことだけは実現をされております。これは敬意を表するわけであります。いつも余り敬意を表しておりませんので、この際、敬意を表しておきます。

○野坂委員 平準保険料というのは八千五百六十七円ですね。今度の保険料というのは五千百円ということになつております。約六〇%です。従来とつてま

であります。これは敬意を表しておりますので、この際、敬意を表しておきます。

○野坂委員 わかりませんね。いまは完全積立方式を修正積立方式に変えた

ことになりました。完全積立方式を修正積立方式に切りかえて、平準保険料の六〇%が保険料である、これ以上になることはない、こういうふうに農家の負担能力から考えて言える、こういうふうに思つておりますが、そうですかと聞いてお

るのです。上がることがあるのかないのか。十分

勘案をして慎重にということでは納得できません。

○杉山(克)政府委員 むしろ財政計算から言え
ば、現在想定されている八千五百六十七円という
平准保険料を一日も早く実現しなければならない
ということであるうかと存じます。ただ、先ほど

申し上げましたように、そのことをいきなりとうわけにはまいりませんので、さしあたって初年度を五千百円にし、それ以後五年間にわたって年々四百円ずつ引き上げるということを今回の法律改正の内容といたしておるわけでござります。五年間たちましても平準保険料の八千五百六十七円という水準は確保されないわけでございますが、それから先どうするかということについては、現在の段階でそれ以上に上げないとあるいは絶対上げるのだということではなくて、それは財政全体の問題もありますので、さらにその時点における再計算、それらの吟味を通じて検討なさるべきであるというふうに私は考えております。答えとしてはそういう意味で抽象的にならざるを得ませんけれども、事柄の性格上やむを得ないと考えております。

○野坂委員 それでは局長さん、年金の単価は今度の法改正で八百九十五円になっておりますね。五千円というのが保険料です。一番最初四十六年の一月から始まつたわけありますが、この際はあなた方農林省は百八十円という単価を出されたわけです。そうですね。そこで自民党を含めて国会側はこの単価を二百円にした。それは決まつたですね。自民党的方もよく聞いておつてもらわなければならぬが、二百円の単価に決まつたということは、七百五十円の保険料と比べてみて、これを割つてみればいわゆる三・七五という比率が出てくるわけですね。この点が掛け捨てがなくて大体よろしい、そういう考え方でできたわけで

今日この推移をながめてみますと、いまの農業者の老齢年金の単価は八百九十五円になつております。五千円になりますとの比率といふもの

は五・七〇になつておりますね。三・七五から
五・七〇になつております。四百円ずつ上げてい
くということになつて六十一年になりますと、八
百九十五円と六千七百円ということになりますと
七・五になりますね。こういうふうにだんだん拡
大をしてくるわけです。

これはどういうことをあらわしておるかといふと、老齢年金になった場合には掛け捨てが出てくる可能性が強まってきたということですね。いままでは、老齢年金の場合は自分の掛け金に五分五厘を掛けて六十五歳から七十五歳まで十年間でようやく自分の掛けたものが取れる。七十五歳以下で死んだらペアだ、損だということの計算になつておることが端的にあらわれておる。今度はあなた方は苦肉の策で七十五・二歳という前回の平均寿命を七十七・四歳に二年間引き上げてきた。そして、これがペアにならないよう、いわゆる加入者の損にならないようにそういう措置をしてきたのですね。このことが六十五年、六十六年程度になつてまいりますとそういう傾向が出てくるのではないかということを心配しておりますが、その点は大丈夫でござりますかということが一点。

なせ保険料をこういうふうに上げなければならぬのかということの理由は、あなたがおっしゃる過去勤務債というかいわゆる積立金の不足、これが一つだ。そして、今までわれわれが、また政府も考えておりました移譲年金というのは、移譲年金が四割で老齢年金が六割だと考えて充足をしたわけですが、いまは逆転をして八対二といふ割合になってきた。したがつて持ち出しが多くなってきたということが一つ。そして農業者の高齢化、寿命が伸びてきたからだんだん保険料を上げていくという傾向が強まる、一方農業者の負担能力といふものは限度に来ておるという状況、だから掛け捨てができるのではないかということを心配するわけであります。そういう点はあります。

せんか。
○杉山(克)政府委員 農業者老齢年金の年金単価とそれから保険料との関係でございますが、これ

は御承知のように年金単価というものは、それに保険料納付済み期間の月数を掛けまして、それで

一年間の年金額が算定されるという性格のものでございまして、直接に保険料と何対幾つといふよなことで比較される性質のものではないと存じます。保険料水準がだんだん上がってまいりますのは、もとより想定されたことです。

方々の加入がそれほど多くはないというようなことに反映されて保険料水準が上がらざるを得ないということになつてくるわけでございます。

それから、老齢年金について掛け捨てにならないかということでございますが、老齢年金の額につきましては、經營移譲年金とのバランスを考慮して、過去の年金額の改定におきましては經營移譲年金と同率の改定を行つてきているところでございます。今回も同様の考え方をとつたものでございまして、特別にこのことによつて掛け捨てになるというようなことになるとは考えておらないところでございます。

○野坂委員 掛け捨てにならないようにしてください

これからなぜそういうふうに農業者の保険料が上がってくるのかということを検討しますと、加入者が少ないということですね。発足当時、たしか百六十万人でしたか、それを目標にやられた。いまは一体どういう状況かというと、あなたの方の資料でもありますように、昭和五十年をピークにして、五十年に百十六万四千人がいま百七万になつてきました。毎年毎年減りつづける。前に、あなたの先輩であります森さんというのは、一軒一軒農林省が歩いて、そして全部加入してもらいます、こういうことでしたけれども、この努力とは逆に、結果的には非常に減つてしまつたということあります。加入者の総数は百七万五千人で、い

まの受給者というものは十七万一千四百二十一人、成熟度は一六%ですね。そうですか、それをちょっと確認しておかないといけない。

○杉山(克)政府委員 加入者及び受給者の計数的な関係は先生の御指摘になつたとおりでございま

○野坂委員 そうすると、この趨勢でいきますと、あなたから資料をいただいておこれを読んでみますと、五十五歳から五十九歳は二十八万人か

れるのですね、これも五年したら受給者になります。これが二五・二%。五十歳から五十四歳までの人（三十三万四千人）おつて二八・三%なります。合わせて五〇%。だから、もう十年すれば加入者がどれだけ入ってくるか、そして受給者がどれだけ多くなってくるかということになります。一人で一人を養うというかっこになりますか。そういう計算になるでしょう。どうですか。

○杉山(克)政府委員 御指摘のよう四十五歳以上のお加入者の割合というのはきわめて大きゆござります。それに比べまして四十四歳以下あるいはそれよりもさらに若い階層の加入者というののはきわめて少ない。加入者の、特に若年加入者の増加に努力するわけでございますが、それでもなおかつはっきりと受給者の数がふえてくるという実態がありますと、少ない加入者で多い受給者を負

相するという事実は生じてまいります。一対一であるかどうかということは、今後の加入者の動向等にもよりますので厳密に「一対一」ということは申上げかねますが、かなり重い負担、少ない加入者によって多くの受給者を養うという状況が出てまいることは事実でございます。

○野坂委員 私が言つたとおりになります。間違いない、それは申し上げておきます。

そこで、そういうことになれば加入者はなくなります。というのは、掛金だけどんどん多くなってきて、入っても負担能力がない、こういう結果になるわけです。そこでどうやるかということはいまの加入者の実態は、二十歳から三十九歳までではわずかに一一・五%、四十歳以上が九

〇%を占めておるという。だから私が最初にこれは農業がある限り続きますかと言つたのは、こういうことを心配するわけであります。だから國庫

補助金が四六%程度ではとても追いつかない、はつきり言つておきます。

いう点もあろうかと存じます。

そこで、この四十歳までの未加入者が一体何人いるのか。あなた方が出しておるのには農家の世帯主は四百四十万人おりますと書いてあるじゃないですか。あなたの方のところの参考資料の五ページに、四百四十四万六千人、これが農家の世帯主數だと書いてあるのです。それが百万しか入らないといいう現状なのだ。この未加入者は三十万人おると私は聞いております。そうですね。なぜ入らないのですか、なぜ入れないのでですか、どういう努力をされましたか。

私どもいたしましては、農政全体について農業の将来を魅力あるものにつくり上げていくという努力をすると同時に、いま申し上げましたようなPR、特に若い人を対象にした積極的な勧誘、この制度のよさ、利点をわかつていただければそれなりに入つてみようじゃないかという方も十分あらわれてくると思いますので、さらに一層関係各方面も督励して努力してまいりたいと考えております。

○野坂委員 いつも約束はしていただくのですけれども、毎年毎年こういう傾向にあります。局長どうぞお話をうながすところからお話をうながすところまで、

は大体八〇%台にありますて、中に一部六〇%のところがございます。六〇%台のところを申上げますと、青森六八・四、茨城六八・二、千六九・五、東京六七・八、以上が六〇%台でございます。ですから、そのわりにはばらつきはなのでございまして、全国的に一様にある程度の及はしているということは言えるかと存じます。

○野坂委員 ある程度の普及、満足をしていらっしゃるわけですか。

○杉山(克)政府委員 いま申し上げましたのは極端にそのことについて漫透していない、特に成る程思ひもあらず、いろいろござつて、思つて

は農民の好まざることころであるということを十分御理解いただきたいと思います。
もう一つは、時間がありませんから私は申し上げませんが、婦人の加入あるいは遺族年金といふ、他の年金とバランスがとれる方途というものも十分お考えいただきて、農業者年金の育成と強化に努めていただきたい、こういうことを農林大臣に要望し、事務当局にお願いして、婦人加入問題、遺族年金の問題に真っ正面から取り組んで慎重に検討していただきたい、こういうふうに思いますが、最後に農林大臣の御答弁をいただいて、

資格を持ちながらまだ加入してない人は総数で約三十万人おるというふに推定されます。そのほとんどが若年、四十歳未満の者であると考えられるわけでござります。

そこで、こういった人たちがなぜ入らないのかということでござりますが、一つには、農業者年金制度そのものの問題以前に、農業に対して魅力を感じるか感じないか、農業に対してこれから一生をささげようという気魄を持った人が出てくるかどうかかという基本の問題があろうかと存じます。この点については農政全般の政策をもって対応する、できるだけ将来の農業を魅力あるものにしていくことになろうかと存じます。

かしま農業への魅力の問題をお話しなかったと屈
うけれども、それは農政で対応するのだと、胸を
張らないで下に向いてお話しになつたのですけれど
ども、まさにそのとおりであります。農政がその
ような姿はないから八六・三%が八二・八%とい
うふうに、格差拡大に拍車をかけておるというの
が年金の計算方式を見てもはつきりしておるわけ
です。農政もこれから胸を張るようにして、他の
産業との所得格差を是正する方向でぜひ努めてい
ただかなければならぬ。こういうふうに思いま
す。

聞いておきますが、入ってくれる人もあるかも
しらぬといふような消極的な姿勢では、農業者年
金の経営実態といふのはこれから非常にむずかし
くなつてくる。最近は大蔵省等は、農業者年金の

の悪い県があるかとしない点においては悪くないが、六〇%台は確保し得ていて、そんなに特別に悪くないということではないということを申し上げたわでござります。全体の水準が、九〇%を超えるのが一県しかないということで、それ自身はまだ努力を要する、満足すべき性質のものだと思つております。

○野坂委員 加入に努力をしていかなければ非常に重大な事態を迎えるのではないかと心配をしております。五年先には成熟度はいまの一六〇%から五〇%以上になるということは私が申し上げておきます。恐らく六〇%になるのではないかのか百人で六十人を養う、いまの状況では必ずこうなる事態になります。だから農林省はたとえば農業委員会の皆さんあるいは農協の皆さんにこの

それから、農業者年金制度そのものの立場から、なぜ加入が行わらないかということについては、やはり若い人は自分の将来に対してそれほど不安を感じることが少ないので、余り老後の設計という点などに慎重に意を用いないという点が一つあるうかと存じます。それから、農業者年金制度は政策年金として、農業者に対して一般的の公的年金よりもかなり有利な扱いになつておるわけですが、このことの実態について、かつて戸別訪問をして勧誘に歩いたではないかというお話をございましたが、そういう努力は今日も続けているのでございますが、なおかつまだ十分に浸透していないとい

補助額が六百二十二億に上つておるわけですか
ら、目をつけないとほんりませんね。だから私は
きょうは大蔵省に出ていただいて、四六%をもつ
と引き上げいという話をしなければならぬと思つ
ておりましたが、まずその前に、農林省としては
未加入者の加入をどうするかということが一番問
題になりますが、これからどうされますか。局長、
どの県が一番加入率が悪いのですか、どの県
が一番いいのですか。

○杉山(克)政府委員 県別に若干の差はございま
すが、概してそれほど大きなばらつきはございま
せん。いいところから申し上げますと、九〇%を

業者年金加入に対して格別な配慮をしてもららうよう、最善の努力を尽くしていただかなければならぬ、そういうふうに思います。
そしてもう一つは、いまの大蔵省が考へておるいわゆる補助金削減の中で、農業者年金の今日の状況はいまお話をしたとおりでありますから、これを五〇%、五五%程度に引き上げるということがあつても、それを引き下げるというようなことでは、農業者年金の今後の経営に異常な事態を迎えるということを指摘しておきたいと思います。努力をしないで農業者の保険料だけを毎年毎年上げるというようなかつこうでは農政はだめで、農

る、いま御指摘のように、いろいろな、当初企画をした方向と、路線も歩き切れていないないという面も出てきておるということも事実でござります。これも先ほど局長がお答え申し上げましたとおり、農政全般として農民の地位の向上を図るということが基本でありますと同時に、やはりこういう制度が、農民のための特別の国庫助成をしてまで年金制度をやっておるのでですよ、こう呼びかけておつても入ってもらえないという、その辺のことろに今日の農政の心配すべき部面が存在しておると、いうふうに私は考えております。したがいまして、そういう点を今後農政の面でだんだんとなく

上の加入率を確保しているのは北陸の石川、あと
は東本(ひづる)会(くわい)、ミソ(みそ)、中(なか)一(いっ)郡(ぐん)六(ろく)会(くわい)

業者の保険料だけを上げるというようなかつこうは農民の子弟らにやらうといひ二二三一ヶ

していつて、そして農家の本当の信頼を受ける農政を実行していく方途を強力にとらなければならぬ、こういうふうに考えるわけでございます。いま行革という問題が出ておるわけであります。が、農業団体が集まつただけで新聞が反対反対、よく見てみると反対しているわけじゃないのですけれども、大きく反対反対とあつちでもこっちで書き出す。ところが、財界やそちらの方で行革の問題をあれしましても、全然行革に対する批判とかなんとかという取り上げ方はされないといふ、この日本の、何というのでしょうか、世の中といつたらいでのでしょか、私は農林水産大臣として自分の任務であることを声を大きくしてしゃべりますと行革に消極的だ、こういうふうに新聞でびしつとやられる。こういう日本の世の中といふことが、これが私は日本の農政をある意味においてあらわしているのではないかなという感じさえ持つわけでござりますから、このところはしっかりと諸先生方の御協力をちょうだいいたしまして、あるべき姿、あらねばならない姿、当然不要不急の出費をしていくわけじゃございませんので、そういう点は、やかましく厳しく切るべきものは切っていくという姿には、決意には変わりはありませんけれども、やはり筋の通った納得のいいこと、あるいは、やはり筋の通った納得のいいことではございません。それで、そういうふうに新聞で、そういうふうに新聞でござりますから、農林大臣に御所信のほどを伺いたいと思います。

○田邊委員長 田中恒利君。
○田中(恒)委員 農業者年金基金法の一部改正について、先ほど来野坂委員の方からも幾つかの問題について御指摘がございましたが、冒頭でありますから、農林大臣に御所信のほどを伺いたいと思います。

いまお話をありました、農業者年金は、私は、いまのいろいろな年金制度の中でもやはり一番厳しい問題を抱えておると理解せざるを得ません。一つは、いまお話をありました、やはり加入者がだんだん少なくなってきておる。特に四十歳以上の高齢者が八八・五%という、圧倒的に高齢者が加入者のほとんどを占めておる。これでは年金制度の構成そのものが、どう考へてもやはり成り立たないというのはきわめて常識論であると思ふのです。

しかしこれは、いまお話をありましたように、日本農業の実相がやはりそのままここに直映しておるわけであります。これは年金制度の中だけで解決できない基本的な問題を持つております。農政全般で處理しなければいけない課題が余りにも多いわけであります。同時に、年金制度の内容そのものに問題ありとしないか、この点も私はこの間、田舎の農業委員会、農協の関係者と話をしておりますと、こういう話がありまして、特に農地法の改正に伴つて使用収益権なり賃地も見きわめておく必要があるのじゃないかと思うのです。

○野坂委員 これで質問を終わりますが、いまちょうどお話をいただきました。新聞ではダービー三着論も言われておりますけれども、私どもは、いまの農政の現状は、農業と他産業との格差、これを是正し解消していかなければなりませんということは、はつきり確認をしておかなければなりません。農業に魅力あるように、今までの農業者年金の姿というものが異常に事態であります。加入者が減少しておるというこの実態、農業に魅力がないということを端的に言いあらわしておるわけであります。そのため底を広くするためには、まず加入者の増大、そのためには専従婦人、いわゆる婦人の加入の促進、遺族年金の実施、そういうことを特に強調して、私の質問を終ります。どうもありがとうございました。

○田邊委員長 田中恒利君。

○田中(恒)委員 農業者年金基金法の一部改正について、先ほど来野坂委員の方からも幾つかの問題について御指摘がございましたが、冒頭でありますから、農林大臣に御所信のほどを伺いたいと思います。

いまお話をありました、農業者年金は、私は、いまのいろいろな年金制度の中でもやはり一番厳しい問題を抱えておると理解せざるを得ません。一つは、いまお話をありました、やはり加入者がだんだん少なくなってきておる。特に四十歳以上の高齢者が八八・五%という、圧倒的に高齢者が加入者のほとんどを占めておる。これでは年金制度の構成そのものが、どう考へてもやはり成り立たないというのはきわめて常識論であると思ふのです。

しかしこれは、いまお話をありましたように、日本農業の実相がやはりそのままここに直映しておるわけであります。これは年金制度の中だけで解決できない基本的な問題を持つております。農政全般で處理しなければいけない課題が余りにも多いわけであります。同時に、年金制度の内容そのものに問題ありとしないか、この点も私はこの間、田舎の農業委員会、農協の関係者と話をしておりますと、こういう話がありまして、特に農地法の改正に伴つて使用収益権なり賃地も見きわめておく必要があるのじゃないかと思うのです。

○野坂委員 これで質問を終わりますが、いまちょうどお話をいただきました。新聞ではダービー三着論も言われておりますけれども、私どもは、いまの農政の現状は、農業と他産業との格差、これを是正し解消していかなければなりません。農業に魅力あるように、今までの農業者年金の姿というものが異常に事態であります。加入者が減少しておるというこの実態、農業に魅力がないということを端的に言いあらわしておるわけであります。そのため底を広くするためには、まず加入者の増大、そのためには専従婦人、いわゆる婦人の加入の促進、遺族年金の実施、そういうことを特に強調して、私の質問を終ります。どうもありがとうございました。

○田邊委員長 田中恒利君。

○田中(恒)委員 農業者年金基金法の一部改正について、先ほど来野坂委員の方からも幾つかの問題について御指摘がございましたが、冒頭でありますから、農林大臣に御所信のほどを伺いたいと思います。

いまお話をありました、農業者年金は、私は、いまのいろいろな年金制度の中でもやはり一番厳しい問題を抱えておると理解せざるを得ません。一つは、いまお話をありました、やはり加入者がだんだん少なくなってきておる。特に四十歳以上の高齢者が八八・五%という、圧倒的に高齢者が加入者のほとんどを占めておる。これでは年金制度の構成そのものが、どう考へてもやはり成り立たないというのはきわめて常識論であると思ふのです。

しかしこれは、いまお話をありましたように、日本農業の実相がやはりそのままここに直映しておるわけであります。これは年金制度の中だけで解決できない基本的な問題を持つております。農政全般で處理しなければいけない課題が余りにも多いわけであります。同時に、年金制度の内容そのものに問題ありとしないか、この点も私はこの間、田舎の農業委員会、農協の関係者と話をしておりますと、こういう話がありまして、特に農地法の改正に伴つて使用収益権なり賃地も見きわめておく必要があるのじゃないかと思うのです。

○野坂委員 これで質問を終わりますが、いまちょうどお話をいただきました。新聞ではダービー三着論も言われておりますけれども、私どもは、いまの農政の現状は、農業と他産業との格差、これを是正し解消していかなければなりません。農業に魅力あるように、今までの農業者年金の姿というものが異常に事態であります。加入者が減少しておるというこの実態、農業に魅力がないということを端的に言いあらわしておるわけであります。そのため底を広くするためには、まず加入者の増大、そのためには専従婦人、いわゆる婦人の加入の促進、遺族年金の実施、そういうことを特に強調して、私の質問を終ります。どうもありがとうございました。

○田邊委員長 田中恒利君。

○田中(恒)委員 農業者年金基金法の一部改正について、先ほど来野坂委員の方からも幾つかの問題について御指摘がございましたが、冒頭でありますから、農林大臣に御所信のほどを伺いたいと思います。

いまお話をありました、農業者年金は、私は、いまのいろいろな年金制度の中でもやはり一番厳しい問題を抱えておると理解せざるを得ません。一つは、いまお話をありました、やはり加入者がだんだん少なくなってきておる。特に四十歳以上の高齢者が八八・五%という、圧倒的に高齢者が加入者のほとんどを占めておる。これでは年金制度の構成そのものが、どう考へてもやはり成り立たないというのはきわめて常識論であると思ふのです。

しかしこれは、いまお話をありましたように、日本農業の実相がやはりそのままここに直映しておるわけであります。これは年金制度の中だけで解決できない基本的な問題を持つております。農政全般で處理しなければいけない課題が余りにも多いわけであります。同時に、年金制度の内容そのものに問題ありとしないか、この点も私はこの間、田舎の農業委員会、農協の関係者と話をしておりますと、こういう話がありまして、特に農地法の改正に伴つて使用収益権なり賃地も見きわめておく必要があるのじゃないかと思うのです。

厳しい事態に立ち至つております。先ほど来御指摘を受けたところでございますが、私どもいたしましては、まず何よりも第一に、年金制度の中で加入者の増加を図つていく、特に若年加入者の増加を図つてその点からの財政の健全化に寄与しまりたい、適正なる運営一般的な資金の効率的な運用というようなことにも努力して、財政の健全化に努めてまいりたいと考えております。それから御質問の中に、経営移譲は、所有権だけでなく賃貸借という形で利用権の設定も経営移譲として認めるというようなことから、実態は経営移譲が行われていないというような脱法的なことが出てきているのではないかという御指摘がございました。確かに、所有権の移転と違つて、利用権の設定というのはそのような危険がないわけではありません。したがいまして、本当の若返り、本当の経営移譲が行われているかどうかといふことについて十分その実態を監視する、そしてそういうことが確保されるように指導を強めてまいるということが必要であるし、またそのことに努めているところでございます。

○鈴岡国務大臣　いろいろ御指摘いただいた農民年金の問題でござりますが、先ほども野坂委員にお答えいたしましたとおりであるわけでございまして、やはりいろいろと問題点が出てきておることも承知をいたしております。これはもう農民年金だけでなく、ほかの各種年金においても、やはり高齢化社会に伴つて年金設計をどう取り組んでいくかというような、抜本的な問題についても方向づけを新たにしなければならないという事態に来てるのでないか、こう考えるわけでござります。この農民年金もそうでございますが、やはり同じような苦労を抱えておるわけでございます。したがいまして、こういう問題に対処して、将来長い目で見た場合においてこの年金制度は一体どうなっていくのかということに非常な不安を持つか、そういう感じもいたします。

したがいまして、八〇年代の基本構想を示されたわけでござりますので、この農民年金に対しましても、その八〇年代の農業をしょって立つ農家の皆さんの方の老後の保障並びに後継者の確保のために本来果たすべきこの農民年金の制度の充実を図るために、さらにどういう点を考えていかなけばならぬかということについて、農林水産省においてもひとつグループをつくって検討をしたらいかがか、こういう考え方を持っておりますことを申し添えたいと思います。

○田中(恒)委員 以下少しずつ具体的にお尋ねをいたしますが、年金額の引き上げ幅に比べて保険料率の引き上げが今度の場合は大幅に高いわけですね。この保険料と年金の引き上げ率がどうなつておるのか、なぜ高くなるのか、この点をまず一括してお答えいただきたいと思います。

○杉山(克)政府委員 農業者年金の保険料の額は、年金給付に要する費用の予想額それから予定運用収入、国庫負担の額、こういったものと照らし合わせまして、将来にわたって保険財政の均衡を保つことができる水準に定めるということが基本になっております。今回の財政再計算の結果、農業者年金の財政はきわめて厳しい状況にあるわけでございまして、将来における財政の均衡をとるに必要な平準保険料の額は八千五百六十七円、五十六年現在の保険料額四千百六十円に対しても二倍を上回る水準というふうに算定されたわけでございます。

これがどうして必要になったかということにつきましては、保険財政全体の内容を御説明するようになりますが、一つには、加入者数が予想を下回っているというようなこと、あるいは経営移譲率が予想を上回ったというようなこと、そのほか種々あるわけでございますが、そういったことが反映しているわけでございます。このことは、給付水準の上昇に比べますと、年金額は五十五年に比べて八・七%、農業者老齢年金は端数の関係がございまして八・九%ということになるわけでございます。また一時金は五十一年に比べて

三七・五%の引き上げということになつてゐるわけでござります。こういう給付水準の上昇率に比べると、全体の財政再計算を行つて必要な保険料を算定いたしますと、いま申し上げましたように、きわめて大幅な平準保険料ということにならざるを得ない実態になつてゐるわけでございます。

そこで、年金財政の長期収支の均衡を図るという観点からいたしますと、こういう水準で保険料を設定するのでは当然なのではございますが、先ほど御指摘がございましたように、今日の農業の実態、農家の負担能力といつたものを考えました場合、保険財政上の計算がそだだからといって一遍にそこまで上げることには問題があるわけでございます。そこで、急激な負担増加を避けるため、緩和するため、段階的な引き上げ措置を図ることにいたしまして、初年度、五十七年一月以降は五千百円、以後毎年四百円ずつ段階的に引き上げるという緩和措置をとったところでござります。

○田中(恒)委員 八千五百六十七円の平準保険料に対して五十七年一月以降五千百円の保険料ですね。六〇%といまもお話をあつたわけですが、この財政再計算の収支の見通しはもう少し詳しく、どういうふうになつていくのか。いつの時点で積立金が、これは六割でいけばやがてなくなると思うのですね。いつぐるなくなるのか。あるいはその場合の、今度の再計算における被保険者の数であるとか、経営移譲年金者の数であるとか加入者の数であるとか、いろいろありますね。こういう財政再計算に基づく今度計算せられた見通しどうね、それを少し具体的に明らかにしていただきたいと思います。

○杉山(克)政府委員 今回の再計算に基づく保険料、年金額、そのほかに加入人口それから物価上昇、こういった一連の各種の要素があるわけであります、これらについて一定の前提を置いて計算いたしますと、現在ある積立金は六十三年度においては単年度収支において支出が収入を上回るという事態になるわけで、その時点から積立金の減少が始まると、現在ある積立金は六十三年度に

○田中(恒)委員 加入者の数はどのくらい見ておるのですか。

○杉山(克)政府委員 現在百七万人ですが、加入者とそれから脱退するあるいは受給資格を得る者、こういったものの差し引き計算をしてまいりますと、年々波はございますが六十五年度において八十八万人、こういう数字になるものと想定いたしております。

○田中(恒)委員 いま御指摘があつたように、六十三年に支出が収入を上回る、積立金はどんどんということになつて、七十二年には赤字になる、こういうことでありますし、加入人口は百七万が八十万になるという状況で、年金財政としては本当に大変な結果だと思うのです。それでもなお平均保険料の六割のものにしなければ、これも私も見て、限度いっぱい、こういうことだと想いますので、非常に厳しい状況にあるということは明らかになるわけです。一体これをどうするのかということになると、幾つかの方法はありますが、掛金を上げるか、給付を下げるか、加入者をふやすか、あるいは積立金の運用益をどれだけ増大するか、国庫補助がどれだけふえるか、常識的に考えてこういうものしかないわけですね。そういういたしますとそれぞれ問題を私は抱えておると思うのです。

そこで、彼らの一つ一つについて若干お尋ねいたします。

まず掛金であります。先ほども数字を出されておりましたが、この年金が完全積立方式から変わつてまいりまして、修正積立方式に実質的に変わる、こういうことだと思います。そういうふうになりますと、農業の所得の問題が動向としては非常に大きな影響を与えると思いますが、推定農業所得の月額は十二万九千百十円、こういうふうに計算をしていらっしゃるということですが、間違います。

いありませんか。

○杉山(克)政府委員 今回の財政再計算におきましては、五十五年度の農業所得の水準は、先生がおっしゃいましたような水準で算定いたしておりました。

○田中(恒)委員 この十二万九千百十円で農家の所得の月額を推定いたしまして、これで五千百円の掛金が出てくるわけですね。これに国民年金が四千五百円、二人で九千円、そして四百円の付加年金が加わって、農家として持つ掛金は一万四千五百円、こういうことになるわけですね。この一万四千五百円という掛金を農業所得の月額との関係で見ると、いわゆる掛金率といふものは、これは私の計算ですから少し間違つておるかもしれません、千分の百十二・三、こういうことになるわけです。

いわゆる各種の共済組合年金、国共がいま千分の百三であります。しかし、いずれも各共済年金は使用者と加入者折半でありますから、実際の負担は千分の五十一・五になりますね。地方公務員の共済が千分の五十二になります。千分の百四でありますから。一番高いと言われる公共企業体の国鉄の共済が千分の百二十三、これが千分の六十一・五ということで、これが一番高いのです。この後われわれが審議をする農林年金が千分の百九で、五十四・五、こういうことになります。この年金の目標であります厚生年金が千分の百六でありますから、折半して五十三、こういうことになりますから、この割合であります。それで、これらの各共済組合の掛金率と比べると、百十二・三というのはやはり農家の負担金そのものでありますから、この割合でありますから、率から言えば倍ぐらいの掛金率になつておるので、これは先ほども御指摘がありましたように、農家としても決して安い掛金であるといふにはいかないし、われわれも、他の共済組合との絡み合いでそういう理解をせざるを得ないわけありますが、将来これにいわゆる物価上昇分、スライド分というものが、当然、これは最低ありますから加わつてくるわけですから、もつ

と高くなるということですね、いまのままでいきましても。

だから、五年、十年後の農業所得と保険料の関係というものをどういう形でこの年金の場合は考へたらいのか、この辺についてひとつ検討せられたお考えがありましたら、明らかにしておいていただきたいと思うのです。

○杉山(克)政府委員 先ほどもお答えいたしましたように、財政再計算上の今回の時点における平准保険料は八千五百六十七円ということに、現行保険料の二倍を上回る水準ということに算定されるわけでございます。しかし、そのまま引き上げるわけにはまいらない。農家負担の実情を考えますと、このまま引き上げていくというようなことで、今回の改正措置をとることとしたわけでございます。

今回の改正措置による掛金率でございますが、農家所得の月額、先ほど申されました十二万九千円端数が百十円についておりますが、それに対する掛金率は四・〇%ということがあります。これは厚生年金、そのほかの各種共済あるいは農林年金といったものに比較してそれほど高いというふうには考えないわけでございます。ただ、前回の改正、現在の負担に比べれば相当大幅な掛け金率の増加にはなる。二%台が四%になるというふうはあるわけでございます。

それから、農家としては、現実に保険の加入の姿としては国民年金にも加入しているわけでござります。そういたしますと、国民年金と合わせた掛け金負担になるということ、その合わせた掛け金負担は、これは御指摘のように一・二%ということがになって、それ自体はかなり高いものになるわけですが、これが先ほども御指摘ありましたように、農家としても決して安い掛け金であるといふことは言えませんが、ただ給付の水準なりほかの年金とのバランスを考えました場合、これはまあやむを得ないのではないか。特に緩和のための段階的引き上げというような措置をとつておるところでございます。農家にとって決して楽な負担だ

○田中(恒)委員 これはやむを得ないと概言

えぬのじゃないでしょうかね。これは普通の農業漁業団体に働く職員の掛け金率の約倍ですよ。農業者年金は政策年金で、国民年金についておるわけですから、国民年金を加えなければ、出す方は一緒に出しておるわけですから。そういうことから、農民年金に加入したいと思つてもなかなか、國民年金も全部入つておる、こちらもどうだなどいうことで二の足を踏むわけなんで、やはり両方合わせて農家の掛け金の負担限度度といふものは、大体基準がなかなか立たなければ、私は他の共済組合年金の掛け金の度合い、これを一つの目安にしなければいけないと思うのです。そうすると、現状でも倍近く割合としては出でるわけなんで、このところは今後の問題として非常に大きな掛け金の決定をめぐるポイントになると思います。

それはおたくの方は財政的にいまお話をあったような状況だから大変だということでしょうけれども、しかし、年金制度を維持していくために、やはり農家が入つてくれなければいけないし、入るか入らぬかの判断は、これはだれもそうですねども、この年金に入つておつてどれだけあるのが出てくるかということになるわけですかね、やはり農家が私はやはり掛け金の問題の出発になつて、それがやはり掛け金の問題だといふことでは、それがどうであります。ただ、前回の改正、現在の負担に比べれば相当大幅な掛け金率の増加にはなる。二%台が四%になるというふうはあるわけでございます。

それから、農家としては、現実に保険の加入の姿としては国民年金にも加入しているわけでござります。そういたしますと、国民年金と合わせた掛け金負担になるということ、その合わせた掛け金負担は、これは御指摘のように一・二%といふことになつて、それ自体はかなり高いものになるわけですが、これが先ほども御指摘ありましたように、農家としても決して安い掛け金であるといふことは言えませんが、ただ給付の水準なりほかの年金とのバランスを考えました場合、これはまあやむを得ないのではないか。特に緩和のための段階的引き上げというような措置をとつておるところでございます。農家にとって決して楽な負担だ

と考えていかなければなりません。そうなりますと、掛け金、給付、それから国庫補助、こういったものがそれぞれ単独に決められるのではなくて、全体のバランス、相互の関連を検討しながら決められるというようなことになつてくるわけでございます。

その意味では、今回の財政再計算が未来永劫この形で将来を規定するということではございませんので、また五年先には、さらに改めてその時点その情勢のもとにおける財政再計算も行なうということで、検討が進められるわけでございます。

ただ、先生の御指摘になりました農家負担、この限界をどういうふうに考えていくかということについて、今回は、先ほど申し上げましたようにこの程度のことは御理解いただきたいということでお願いしているわけでございます。ただ、先生の御指摘になりました農家負担、この限界をどういうふうに考えていくかということも、このよう理解いたしております。

○田中(恒)委員 次にこの加入者の拡大の問題であります。いま野坂委員の方からも御指摘になりましたが、いまも野坂委員の方からも御指摘になつておりますが、これはどうでしょうか。日本農業は家族経営であります。夫と妻が組になるというか、農業にいそしんで所得を生むわけですね。その所得の中から掛け金が出るわけですね。これは農業者年金が目指す政策年金、いわゆる自立農家、専業農家の形態から言えば、日本の場合夫と妻の勤労によってつくられた所得から掛け金が出ておるわけですね。したがつてそういう立場に立つと、いま農村の婦人の方から農業者年金になぜ婦人が入れないのかといふ、これはある面では基本的な人間の差別に対する抵抗といふ批判として鋭くこれは各界から出でるることも御承知のとおりであります。この際最小限、この農業者年金については年金権の承継を認める。夫が途中で亡くなつた場合には、妻が掛け金を掛けていつて、これをいわゆる通算をして、二十年になれば年金権といふものを確立させしていくというふうに考えておるといふことでございます。

のお考はございませんでしようか。これは当面、婦人の年金加入の問題の糸口を開く一つの道筋として十分検討に値するものではないか、こう思ふわけありますが、いかがでございましょう。

○杉山(克)政府委員 加入の促進を図る場合、若年の加入者、ここに着眼するといふことが一つでございますが、いま先生御指摘のように婦人の加入を促進するということ、これもきわめて重要な加入促進の一つであろうかと存じます。現実、婦人の加入はいまの制度で認められていないわけでございませんでして、經營権を有する御婦人は加入でできるということになつておりますと、加入率は約四%程度になつておるところでございます。この加入率をもつと引き上げたい。

そこで私ども、やはり御婦人といえども実際に農業の経営を行つているならば、名実ともに經營権を取得して、そしてこの年金に加入できるようにしていただきたい。その点については、農村に、今日なかなか御主人が經營権を握つていて放さない、実際の経営そのものは御婦人がやっておられるにかかわらず、所有権はおろか利用権も設定しないというようなことが見受けられるわけでございます。この点は私ども、御婦人に經營権を移譲した場合には、本当に有利な、メリットの大きい農業者年金の制度が適用されるのだといふことを理解していくだくよう進めてまいりたい、そういうことによつて御婦人の加入を実質的に促進したいというふうに考えているわけでござります。

それから、御主人が加入されていて亡くなつた場合は、この場合御婦人と申し上げてい

るのは妻の方でございますが、御婦人に認められ

ないかといふことでござりますが、およそ一般的に年金制度の性格といたしまして、年金の受給権は本来一身専属的にある特定の人に帰属するといふことになつておるわけでございます。そういうことからいたしますと、死亡されたときは一時金の支給というような仕組みがとられているわけで

ございまして、御質問に対し大変申しわけないお答えになりますが、そういう承継ということはございませんが、それをどうこうするといふべきをめで困難であるといふうに考ざるを得ないところでございます。

○田中(恒)委員 これは加入者をふやすといふだけじゃなくて、日本の農家の家族經營の実態からすると、やはり夫と妻が働いておるわけでござります。そこから出てくる実事でありますから夫と妻が享受するといふたてまえに、これは地方へ行けばそういうよう受け取るのが皆常識になつております。だから、農業者年金に継承制度をやつていけば、婦人のいまの問題、婦人がいま全部農業者年金に加入できるようにせよと言つたて、おたくの場合この実態の中では、はい、そうですかとなかなか言えぬでしよう。何かその道を開かなければいけないのじゃないか。この間参議院の農林水産委員会で、六十歳を過ぎて經營移譲院の農林水産委員会で、六十歳を過ぎて經營移譲年金をもらつておる主人が亡くなつた場合に、あと三年か四年、六十五歳までもらえますね。そこで一年ほどで亡くなつた、そういう場合あと三年か四年は妻に継承をさせるという方法はどうですか、こういう質問が議事録を見ますとなされたります。

〔菊池委員長代理退席、福島委員長代理着席〕

これについては農林省は、十分に検討に値するので財政再計算期に当たつてこの問題は検討いたしましたといふ大臣と当該局長の答弁がなされておる

わですが、これはどういう検討をせられてどう

いうふうになつたのか、このこともあわせてお知らせいただきたいと思います。

○杉山(克)政府委員 失礼いたしました。私、亀岡大臣の答弁というふうに思つたものでございま

すから。武藤大臣のときに確かにいろいろそ

ういうことを申し上げたことがござります。記憶

がはつきりいたしました。

ただ、その結論については、すでに先ほど御答

弁申し上げましたようによつて、そういう形での年金制

度一般の中での継承権といふのはやはりむずかし

いといふことで、むしろ実態的な經營移譲を促進

することによって婦人加入を進めてしまつたい、

またそういうことによつて年金制度の方が、農村

における婦人の扱い、いわゆる差別問題について

も改善に寄与するところがあるのじゃないか、い

わばそういう結論になつてゐるわけでございま

いては、確かにそれは検討すべき課題かもしませんが、私どもとしてそれをどうこうするといふような段階にはまだ至つてない話でございまして、そういうような直接的な答弁は申し上げてなかつたと思うのでございます。

○田中(恒)委員 これは杉山さん、こういうふうに言つておるのでございますが……。

○田中(恒)委員 これは杉山さん、こういうふうに言つておるのでございますが……。

○田中(恒)委員 経営権を持つ婦人というのは、実際問題としては兼業農家の婦人になるでしょう。専業農家の場合は、専業農家といつたて婦人が専業農家をやつているところもありますけれども、しかし、通常夫がおつて妻がおつて經營しているので、兼業農家で御主人がお勤めに出て共済組合年金や厚生年金に入つて、そして奥さんが

死亡したために、經營移譲年金、これが受けられることに伴つて、それでは気の毒ではないかと

いうことで、それを受給権の承継ができるかでき

ないか、そういう問題を検討してみたいといふこ

とでございますので、私ども事務当局もその御意

向を受けまして今後検討をしてみたいと考えてお

ります。」こういうふうに言つておるのであります。

その前に大臣も、これは武藤大臣であります

が、肝心の専業農家の婦人は入れない、こういう

ことになつておるわけですね。しかし、農業者年

金が政策年金であつて、専業農家を育成していく

という観点に立てば、やはりこの矛盾は考へても

いいのじゃないか。特に、この農業者年金におけ

る年金の承継制度といふものは、日本の家族農業

經營の実態からして検討に値する問題じゃない

か。そのことで専業農家の婦人も入るし、掛金も

多少上がりますが、しかしそれを負担をすること

に理解が成り立つのではないか、こういうよ

うに私などは思つておるわけです。

これは大臣ひとつどうでしようか、質問の趣旨

は、いますぐそいつたしますといふうなわけに

ももちろんいかぬと思ひますし、恐らくいまの年

金の財政事情からして、この問題を入れればまた

相当掛金を上げなければいけぬということと切ら

れた、こういうように私は理解をしております

が、しかし、本来農業者年金はいまいろいろ内容

に矛盾があると思ひます。そういうものを正

していくためには、やはり婦人の加入の問題、特

に肝心の専業農家の若い後継者を今後育てていく

場合に、後継者の妻に対する対策、こういうこと

を考えると、この年金の承継制度の問題は十分検

討していただきたいと私は思ひますが、ひとつ

大臣の御所信を承りたいと思います。

○亀岡国務大臣 この農民年金立法の趣旨並びにその法律制定以来今日までの実行してみたその結果、やはりいろいろな問題点が指摘をされておるわけであります。先ほど申し上げましたように、高齢化していく日本の社会の中で、というのは、立法当初にはそういう環境も余り厳しくなかつたわけでありますから、最近になつてそういう方向に行くのはもう厳然たる事実である、そういう中で、この農業者年金というものがその特色を十分に發揮しながらこの制度を維持、発展させていくためにはどうしたらいいかというようなことについて、いまの婦人の加入の問題あるいは後継者の問題等々あるわけでございます。それから掛金の問題、加入者がだんだん少なくなつてくるというような問題等々、そういう環境の中でこの制度をいかにして発展させていくかというようなことを、これはやはり農林水産省としても事務的にもきちんと検討せねばならぬ、こう思いますので、私は、もう言葉だけじゃなく、ちょうど八〇年代の日本農政の基本方向といふものを打ち出された折でもありますし、年金制度も大きな農政の一環でありますので、その点検討していきたい、こう考えます。

○田中(恒)委員 時間が参りましたようですが、最後に、残された問題を一括して御質問をいたしたいと思います。

一つは、農業者年金というのは将来の期待感といふものがどうなるかわからないという不安感が皆さんにたくさんあって、加入者の問題や年金そのものについても足踏みをしておるきらいがあるような気がしてなりません。その一つに、たとえば六十歳までに離農した場合には経営移譲が行わない、こういう場合には年金権が確立しないということであります。年金制度というのは、本来二十年なり二十五年なり掛け金を積み立てれば、それから以降はきちんと年金に対する権利が打ち立てられていく、こういうのがたてまえだと思いまが、農業者年金の場合には年金権と称する基本権利が非常に不明確な点が一つの問題だと思うの

です。こういう点につきまして、国民年金や共済年金、厚生年金などと同じような取り扱いをしてほしいという要望が非常に強い、この点を十分検討していただきたいということ。
それから、先ほどもお話をありました、遺族年金の問題、これは年金受給者が經營移譲をして死亡したような場合、残された妻が最も年金に対する期待を持つものであります、それができないというところに一つの盲点があります。この点を中心にして、農業者年金の中に遺族年金というものを何としても打ち立てていかなければいけないのじゃないか、こういうふうに考えますので、この点も強く要望しておきたいと思います。
それから、一時金を今度少し上げられたようではありますが、保険料と一時金積み立てた保険料の総額、さらに言えば金利を加えたものが最小限一時金の支払いの段階では出されなければいけないと思うのです。しかし、農業者年金を見ると、私少し計算をして十年間の細かい数字を持ってきておるのですけれども、ちょっと紹介しておきまますと、四十六年一月に入つて五十六年十二月に死亡した場合、保険料は十年間掛けるわけであります、全部計算すると、これは元金の合計で金利はありませんが、二十七万六千四百八十円積み立ておる。ところが一時金は幾らになるかというと二十六万二千八百八十二円であります、受け取る額は約一万四千円ほど少ないので、これも問題ありませんが、ほかの共済年金も一時金というのは七割程度のものですが、しかし、それは使用者が掛け出るのでありますから、少なくとも加入者が掛けた分については一時金で返つておるはずであります。ところが農業者年金は、今度も少し上げられておりますが、元金部分も一時金が渡せない、しかも經營移譲年金をやらなかつた場合には一時金でとまつてしまふということにもなつておりますので、この点もぜひ細かく調べてみて、今後の問題として検討していただきたいと思ひます。

は要詰点と幾つかの質疑を含めて御答弁をいたしました。それで、質問を終わりたいと思います。

○杉山(克)政府委員 途中で脱退した人に対しても年金の受給権がその後発生しない問題についてどう考るか、一時金だけでいいのかというお話をござります。これは一般的な年金の制度と農業者とのではないか、そしてそういう老後の年金については国民年金という基本的な制度が公的年金としてあるわけでございますから、それと抱き合わせて、その附加的な形でこの政策年金を設けたということからして、それで対処するということにならざるを得ないと思うわけでございます。

それから遺族年金につきましては、先ほどの婦人加入の問題のところでも申し上げたわけでございますが、一身専属的な性格あるいは年金制度のたてまえという点からいたしまして、この点はいろいろ議論もあるところでございます。

それから、積み立てをした額と一時金の支払いを受ける額とで、積み立ての方が大きいくらいばかり捨てる場合が出てくるではないかということでございますが、この点につきましても先ほど申し上げました保険事故、つまり経営移譲といふ問題との関連で検討される性格のものであらうかと思います。ただ、納付された方の立場からすれば、やむを得ない事情があつて脱退する場合、一時金がその掛金にも満たないというのはいろいろ割り切れない感じもお持ちになる話かとは存じます。

いずれにいたしましても、そういう制度問題全体に絡むようなむずかしい問題を含んでおりました。今回のこととは今回のことといたしまして、全体の問題につきましては、将来の財政再計算のこともあるわけでございますし、それから別途私もいたしましては、社会保障制度審議会なり各種の審議会からいろいろ御注文もいただいている

点もございます。先ほど大臣も申し上げましたように、内部で農業者年金制度の研究会も設けているところでございますので、これらの問題について今後継続的に検討を進めてまいりたいと考えます。

○福島委員長代理 竹内猛君。

○竹内（猛）委員 農業者年金基金法の一部を改正する法律案に関連して幾つかの質問をいたしますが、その前に、私はきのう内閣委員会で大臣にも申し上げましたが、この委員会にはちょっととなりまない問題でありますけれども、農林省の関係することでありますからただしておきたいのは、最近問題になつてゐる敦賀の原発の問題で、農林省の米の検査員がそこで立ち会いをしている、あるいはまたきょうの日本経済新聞を読むと、今度は林野庁から回つた者が五人そこにいたという、何か農林省から回つた者に責任があるかのような記事が毎日の新聞に載つている。このことについて、一体事実はどうなのか。ある新聞の論説によると、この原発の事故はその最高責任者が辞任せをするほど重要なものなのだ。にもかかわらず、その責任が米の検査員であるとか林野庁から移つていった者にあるとかとこころに歪曲されるようなおそれなしとしない。その実態についてわかるだけの説明をしてもらいたいと思う。

○平田 説明員 御説明申し上げます。

運転管理専門官制度と申しますのは、米国スリーマイル島の事故の教訓を踏まえまして、また地元住民の不安を解消するため、国の常駐官を原子力発電所に派遣しまして、その運転管理状況を常時監視させるための制度でございまして、昭和五十五年度に発足しております。

現在全国十ヵ所の原子力発電所に十五名の運転管理専門官を派遣しております。運転管理専門官十五名中五名は省庁間配転により、農林水産省の御協力により実現したものでございまして、昨年十二月一日から勤務しております。この五名は地元の事情にも明るく、誠実かつ有能な方でございまして、通産省としては非常に感謝しております。

—

是要詰点と幾つかの質疑を込めて御答弁をいただいて、質問を終わりたいと思います。

○杉山(克)政府委員 途中で脱退した人に対しても年金の受給権がその後発生しない問題についてどう考えるか、一時金だけでいいのかというお話を

点もございます。先ほど大臣も申し上げましたように、内部で農業者年金制度の研究会も設けていろいろとござりますので、これらの問題について今後継続的に検討を進めてまいりたいと考えます。

りでございます。
なお、これらの方は農林行政上のエキスパートではござりますが、今まで電気事業と全く無関係な仕事をしていたために、現段階では主として事務的な仕事を担当しておりますが、経験を積むことによりまして、一日も早く運転管理監督の第一線で活躍してもらう予定でございます。勤務条件等が合致すれば、これらも一人でも多く省庁間配転による有為な人材を受け入れたいと考えております。

なお、新聞の件でござりますが、一部新聞にお

十年目ですね。そこで、その百年、二十年、十年、という一つの区切りの中で、特にこの農業者年金に關しては、先ほど來同僚の質問もあるように、私は、出発のときからこれは大変不幸な出發をしている年金だと思うのです。私どもは、社会党は、農民にも年金をということで、農業で働いている農家の皆さんが一定の年齢になつたら世間並みの年金が出せるようについて主張して、農民年金というものを作りました。ところが藤内閣のころになつてから、年金はつくるけれども、ということで農業者年金という、こういう形で

シクするおそれなしとしない。いつまでもちますか、財政的に。まず、そのことからひとつ。
○杉山(克)政府委員 財政的にいつまでもつかと
いうことでございますが、現在までのところ、字
全積立方式ということで、将来の給付も現在の趣
立金で賄い得るという計算をとつてまいったわけ
でございますが、今回の改正では、それはとう
い期しがたい、やはりある時点からは積立金に食
い込まざるを得ないというようなことになつてしま
つておるわけでございます。ある時点といふこと
とでございますが、最終的には私ども、まあいろいろ

て、これは給付の水準なり掛金なりあるいは国庫補助なり、ほかとのバランスなり、年金制度といつたものに対する、国民一般なりあるいは農業の世界でこれをどう理解し先の問題を検討を進めていくかというような、そういういわば世論といつたもの、そういうものの背景にして検討をしていかなければならぬというふうに考えております。

ただ、いずれにしても、ただ高福祉だけを主張するわけにはまらない厳しい状態にあるということを十分念頭に置いて検討しなければいけない

きまして誤解に基づくと思われる記事がございま
したが、これにつきましては、昨日から行いまし
た私どものプレス発表におきまして、上記趣旨を
十分御説明いたしましたが、にもかかわらず本日
再度一部新聞に誤解に基づく記事が出たことはま
ことに遺憾でございます。農林水産省の皆様には
深くおわびを申し上げる次第でございます。
なお、運転管理専門官の細かいところにつきま

なつた。
これは内容を見ると、まず国民年金に加入している者、そして経営移譲を六十歳でしなければ受給資格を持たない、こういうことですね。したがつて、規模拡大・構造改善の方向に協力をしなければその受給資格を持たないということだ。仮に六十歳で経営移譲しなかつた場合には国民年金と農業者年金の部分だけがもらえるという形になつた。

いろいろ前提を置くことになりますけれども、いまの積立金が底をつくまではまだかなりな期間、昭和七十二年まではもつだらうというふうに見ているわけでございます。

ただ、これはいまの計算でございまして、そのもちろん種々の、加入者の増加でありますとか、そのほか掛金をどうするかあるいは国庫補助金をどうするか、余裕金の運用をどうするかといふ

そういうふうに考えております。
○竹内(猛)委員 将来のことと言つてもこれは什
方がないのですが、その他の年金もやや同じよう
な運命にあるものが幾つかあることも知つていま
すが、いずれにしても、非常にわかりにくいや年金
であり、しかもこれは政策年金ですからね、その
前提がある。その前提を満たさなければもうあ
のはもらえないという。ほかの年金は、何歳にな
る

しては、私どもの運転管理室長から御説明申し上げます。

○竹内(猛)委員 これでわかりましたけれども、少なくとも食糧の検査員とか林野庁から行つたとかなんとかということで、あたかもその行つた者が責任者であるかのごとき新聞記事があちこちに見えて、これは大変迷惑をすることですかね、さら、この点についてはいま言うようにしつかり新

て、結局期待に外れる、こういう形になるわけですね。だからこれは非常に条件づきの年金制度でありますから、入れといつてもなかなか入りにくいことがあります。したがって、先ほど来、まだ三十万の未加入者がある、その中で、たとえば私の茨城県などは六〇%台である。これは茨城県は本土で第一の農業県ですね。その隣の千葉県も第二番目ですね、茨城県に次いで。これがまた六〇%台

ような、経営上の努力を最大限払ってまいるわけですが、普通に想定すれば私どもとしては七十二年まではいまの資金は底をつかない、何とか持ちこたえることが可能ではないかというふうに見ております。

○竹内(猛)委員 その七十二年以降はどうしますか。

つたら、何ば掛けたら幾らもられるのだ、これははつきりしている。この農業者年金というものは、そうではない。だから、この十年間に今度の改正で七回目ですね。幾ら今回までに七回目の改正をして、依然として先の方が暗い、だからなかなか入りにくいでですね。二十歳の人に農業者年金に入りなさい、四十年間掛けねばこうなりますよと言ふと、その四十年間の農業の見通しが暗いと言ふ

聞記事の取り消しをするなり改めてもらうなりしないと、これは行つた人々の名誉のためによくない、こういうふうに思いますから、それだけはぜひ注意をしてもらいたいと思います。

○平田説明員 先生のお言葉を踏まえまして、十分最大限の努力を払いたいと思っております。

○竹内(猛)委員 私はきょうはその内容の問題を議論するわけじゃなくて、そのことを言うわけですから、それで結構ですから。

さて、この年金基金の問題でございますが、こしほ農林省が設置されてから百年、農業基本法が始まつてから二十年、この基金が成立してから

だ。大臣の福島県は農業県としては三番目だ。こだつてそれほど多くはないだらうと思う。

〔福島委員長代理退席、委員長着席〕

こういうように、農業をやっている者に魅力を持たない年金、しかも将来が非常に危険であるといふことで、一体この農業の就業人口構造からいつて、いまから何年この農業者年金基金というものは財政的にもつであるうか。たとえば五十五年十二月の加入者が百七百万です。その中で当然加入がある十万、任意が二十六万であります、年齢からいふと二十歳台が少なくて五十歳台が五三・五%、こうすることになると、行く行くはこれはば

○杉山(克)政府委員 これは年金制度一般に共通する問題で、非常にこの制度の悩みのところでござります。もちろんはかの年金が同じ問題を抱えているからいいというわけではございませんけれども、ほかの年金全体の動向などとも考えあわせながら、何も七十二年から先ということでなくして、五年ごとの財政再計算というのが行われるわけでございますから、その基本的な問題は検討して対策を講じていかなければならぬというふうに考えております。

将来の問題についていま断定的に申し上げることは、これはやや冒険に過ぎるわけでございまして、

う。それなら四十歳から二十年掛けたっていいじゃないか、こういうことになる。したがつて、農業後継者問題としてきわめてゆるい問題じゃないか。だから、たとえば新しく学校を卒業する者がわざわざに〇・二%、七千人しか就業しない。全國に三千四百の市町村がある、一市町村に二人しか新しい就業者がないというこの状態、これは大臣に聞かなければいかぬが、こんな状態で日本の農業が先に明るい見通しがないのかあるのかということをまずお聞きしたい。

○亀岡国務大臣 そういう現実を直視しながら八年代の基本構想が答申になったもの、こう理解

新編 五十年回憶錄

第一類第八号 農林水産委員会議録第十号

農林水産委員会議録第十号 昭和五十六年四月二十二日

しておるわけでございます。したがいまして、十年後の生産と需要の長期見通し等を基本にいたしまして、また国会で決議をいたいたい食糧自給力強化といったような総合的な農政全般の強化といふものを推し進めることによって、農業に対する魅力を生み出していくことがやはり私は基本にならうと思うわけであります。

と同時に、後継者の少ない中でも救いのありますことは、非常に優秀な者が農業に残つておる。これは私の経験でございますけれども、私の方の市町村でも、町にもう一クラス五人か六人しか残らない、三十年間として百五十人。そうすると三十年後には百五十戸の農家でその町の農業をやつていかなければならぬようになりますよ、だから私は農業をやるのです、思い切った農業をやります、こういう若い諸君が出てきておる。そういう諸君が農業者として大いに気概を持つて、目標を持つて、使命感を持つて、中核農家として将来日本の農業を支えてもらえる、こういう一つの期待感もあるわけでありますし、しかし何といつても余りにも少ない数ではこれはどうにもしようがありませんので、その点については農業改良普及所を通じまして後継者の対策に万全を期そう、こういうことで努力をいたしております。

○竹内(猛)委員 それならまたもう一つ問題を出さなくちゃなりませんが、一つは三月の段階では畜産物の価格を決定をする時期であつたわけです。そのときの畜産物の価格の値上がりが1%から3%の間での値上がりしかしていません。労働者が春闊をやっていますね。8%以上というところで、きょうも私鉄が大体去年の物価の値上がりを取り戻すというところで、公務員の最低でも四・数%というものが大体出ているのです。これから米の価格になるけれども、恐らく米の値段も抑えようとするに違いない。ところで、繭の値段は一体どうしてくれるのです。前々から基準糸価の問題について、私は何遍も何遍もここで主張してきたけれども、いまだに決まらない。五月二十日ごろには決まるであろ

う、きのうも養蚕の皆さん方が自民党の代表とすいぶん交渉されたようですね。ところが新聞には、基準糸価を千円下げて、そして輸入を抑えて、国内の生産も抑えてまあ何とか縮小の需給均衡をやつしていくのだ、こういうことです。桑畠なんというものは一朝一夕にできるものではない。三年なり五年なりそういう努力を積み上げてできるものです。そういうところに、仮に千円糸価を下げることによって現在の十五万俵といわれるところの過剰がうまく処理できるかどうか。三月十三日の新聞に千円下げるという記事が大きく出て以来今日まで、神戸においても横浜においても糸価は下がり放しだ。逆に安い物を今度は売り込むという、そういう商社まで出てきているという始末だ。こういう状態の中で、魅力を持てと言つたて、これは大体持てないじゃないですか。だから、どんなことがあっても少なくともこれは据え置きをする、あるいはいろいろな処置を講じてとにかく農家に明るい希望を持たせるような処置をしない限り、養蚕家も現在よりは減ってしまうだろう。

しかし、農林水産省の去年の方針によると、十三万ヘクタール三十万俵といふものを目標に六十五年まではやろうじゃないか、こういうようにちゃんと訴えている。にもかかわらず、その見通しが狂ってしまった。その責任を生産の養蚕家あるいは糸をとるところの製糸業者とその労働者、そういうところにかぶせてしまうのは、これは農業に魅力を感じないのも無理はない。こういうことが農業者年金にも入る足をとどめる原因になつてゐる。きのうの決定等々もありますから、最近の基準糸価に対する大臣なり局長の考え方をひとつここで明らかにしてもらいたい。

○二瓶政府委員 基準糸価についての考え方いかんというお尋ねでございますが、最近おきますのとおり、絹需要の減退、景気の低迷などを背景が五十四生糸年度は対前年比で二割減、さらに五

う、きのうも養蚕の皆さん方が自民党の代表とすいぶん交渉されたようですね。ところが新聞には、基準糸価を千円下げて、そして輸入を抑えて、国内の生産も抑えてまあ何とか縮小の需給均衡をやつていくのだ、こういうことです。桑畠なんといふものは一朝一夕にできるものではない。三年なり五年なりそういう努力を積み上げてできるものです。そういうところに、仮に千円糸価を下げることによって現在の十五万俵といわれるところの過剰がうまく処理できるかどうか。三月十三日の新聞に千円下げるという記事が大きく出て以来今日まで、神戸においても横浜においても糸価は下がり放しだ。逆に安い物を今度は売り込むという、そういう商社まで出てきているという始末だ。こういう状態の中で、魅力を持てと言つたて、これは大体持てないじゃないですか。だから、どんなことがあっても少なくともこれは据え置きをする、あるいはいろいろな処置を講じてとにかく農家に明るい希望を持たせるような処置をしない限り、養蚕家も現在よりは減ってしまうだろう。

しかし、農林水産省の去年の方針によると、十三万ヘクタール三十万俵といふものを目標に六十五年まではやろうじゃないか、こういうようにちゃんと訴えている。にもかかわらず、その見通しが狂ってしまった。その責任を生産の養蚕家あるいは糸をとるところの製糸業者とその労働者、そういうところにかぶせてしまうのは、これは農業に魅力を感じないのも無理はない。こういうことが農業者年金にも入る足をとどめる原因になつてゐる。きのうの決定等々もありますから、最近の基準糸価に対する大臣なり局長の考え方をひとつここで明らかにしてもらいたい。

そこで、当面決定を迫られている基準糸価等の改善に資するというような方向で決めていく必要がありますのではなかろうか、かように考えております。いずれにいたしましても、繭糸価格安定法の定めるところに従つて、遅くとも五月末までには慎重かつ適正に決定したいということで、現在鋭意検討を継続いたしておるところでございま

す。これから外部からの供給でございます輸入、これの抑制方策についてさらに検討をして詰めていく、価格対策の問題あるいは生産対策の面でもさらに工夫をこらす必要がある、こういうことで実効ある措置を適時適切に逐次実施に移していく、そういうことで有機的、総合的に糸需給の改善ということを目指して対処する必要がある、こう思つております。

そこで、当面決定を迫られている基準糸価等の改善に資するというような方向で決めていく必要がありますのではなかろうか、かのように考えております。いずれにいたしましても、繭糸価格安定法の定めるところに従つて、遅くとも五月末までには慎重かつ適正に決定したいということで、現在鋭意検討を継続いたしておるところでございま

す。だから、五月の末ということになれば春糸は大体出るじゃないですか。それまでに価格が決まらないということは、およそこれはかつてなかったことだ。大臣、これはどうですか、五月の末じやなくともっと早く決まらないものですか。

○龜岡國務大臣 この繭糸価格安定法に基づく基準糸価というものは三月三十一日までに決めなければいかぬということが今までのやり方であつたわけですが、法律の中に、異常の際には五月いっぱいに決めてもよろしいという条文がありますから買い支え等をやっておりまして、輸入糸の方は当然売り渡しの方は停止ということでございま

す。

そういうことからいたしまして、ただいまもお話をございましたように、この三月末で十四万八千俵という古今未有の生糸在庫が事業團にたまつておる、こういう状況になつております。さらにつづいて、これを大体持てないじゃないですか。だから、どんなことがあっても少なくともこれは据え置きをする、あるいはいろいろな処置を講じてとにかく農家に明るい希望を持たせるような処置をしない限り、養蚕家も現在よりは減つてしまふ

ておりますので、現在さらに十四万八千俵にプラスして積み増しが進行しつつあるという、きわめて厳しい情勢にあるわけでございます。したがいまして、基本的に糸需給の改善を図るということが何といましても必要でございます。そのため、今後需要増進対策ということで需要面の方を官民一体となりまして伸ばしていくという施策、それから外部からの供給でございます輸入、これの抑制方策についてさらに検討をして詰めていく、価格対策の問題あるいは生産対策の面でもさらに工夫をこらす必要がある、こういうことで実効ある措置を適時適切に逐次実施に移していく、そういうことで有機的、総合的に糸需給の改善ということを目指して対処する必要がある、こう思つております。

現状の分析、現状の認識等々、将来の問題について、いま党の方といろいろ最終的な詰めをやつておるわけであります。なかなかその詰めが出ないということでお困りをいたしておるわけでございます。しかし私どもとしては、とにかく養蚕農家が今後長く、一元輸入を含む繭糸価格安定法に基づく繭糸価格安定制度を堅持して、そして活力ある養蚕を続けていくことができるようになります。今はいまどうしらいいかということを中心にしておるわけであります。なかなかその詰めが出ないということでお困りをいたしておるわけでございます。しかし私どもとしては、とにかく養蚕農家が今後長く、一元輸入を含む繭糸価格安定法に基づく繭糸価格安定制度を堅持して、そして活力ある養蚕を続けていくことができるようになります。今はいまどうしらいいかということを中心にしておるわけであります。あらゆる面から検討をし、そうして政府としての重大なる責任も感じておればこそその対策を確立しなければいけない、こういうことでやつておるわけでありまして、将来養蚕がだめなんだといったような意識は全く持たないわけありますし、これは伝統産業でありますので、まだ長い歴史を持った産業でもありますので、これがもう生々と發展をさせていきたい、こういう気持らであればこそ、いまいろいろと厳しいことを申し、苦しいことも申し上げ、なおかつ長期低利の融資制度等も十分考慮していただきたいというようなことも含めて、実は対策をあわせ考えておる時間がかかるべきことだと思います。

○竹内(猛)委員 最終的には大臣が決めるわけですから、養蚕農家が生産の希望を失わないよう

決めてもらいたいということを重ねて要望します。それで、今度は年金の方に移りますけれども、今度は七回目の審議ですが、六回までの審議の中で附帯決議を幾つかつけてまいりました。先般も七項目の附帯決議がついているわけですが、その附帯決議の中の、先ほど野坂委員あるいは田中委員が質疑をした遺族年金の問題あるいは婦人の地位の問題、こういうものが依然として直っていないい、やはりこれは非常にむずかしいのですか、どうですか。

○杉山(克)政府委員 農業者年金法を国会で御審議をいただきました際は、從来、確かにおっしゃられるように毎回たくさんの方々の附帯決議をちょうどだいしてお尋ねでございます。私ども、全般的にはそれなりに相当におこたえしてきたわけでございますが、ただ、いま御指摘の婦人加入の問題、遺族年金の問題、これについてはむずかしいのかといふお尋ねでございます。

率直にお答えざるを得ないのですが、きわめてむずかしい事情にございます。やはり先ほど來御議論いただいておりますように、一般的な公的年金として国民年金の制度があります。そして老後の一般保障はそちらに乗つかって、農業者年金については特定の政策目的を持つ付加年金としてこれが創設されたという経緯があるわけでございます。農業者について全く別途の、国民年金とは独立した公的年金を設けるかということは、その段階で問題としては整理されたわけでございますので、そういう付加年金の性格、それからいま一つは、年金制度全体の原理原則というか基本的な考え方からいたしますと、くどくどしくは申し上げませんが、正直申し上げまして婦人加入と遺族年金の問題はきわめてむずかしい制約がございます。

○竹内(猛)委員 実際、家族制度というかその中では、確かに土地の所有者というのは、家族の中の一人が所有をしてくる。それを移譲するという形の年金の組み立てになつてゐるわけだが、実際

十五年の農業白書を見ても、現在男子の農業専従

は全農家の二二%、百三万戸ということになつて

いる。あと七八%は男は専従しない。それはほとんど婦人がやっている。事実上婦人がやっている

うしてもここには矛盾が出てくる。だから、実際

ます。

○竹内(猛)委員 そういうよなことと同時に、それならなぜ遺族年金というものにつなげていかないのか。それは別々であります。遺族年金はどう

してできないのですか。

○杉山(克)政府委員 家庭で遺族といった場合には、これは一般年金の制度によって手当てをする

ます。

というのが普通の考え方でございます。この場合、農業者年金に加入している方は国民年金に加入しているということをすればおかしいということになります。かましれないけれども、どうしてそれができな

いのですか。

○杉山(克)政府委員 いまの農業者年金制度におきましては、およそ婦人一般の加入を否定しているということではなくて、農業の経営者、加入資格を有する者については当然加入を認めているわ

けでございます。したがつて、御婦人でも実際に農業の経営権を持っている、つまり農地について所持權を持つて耕作を行つて、あるいは所有權でなくとも利用權を持つて耕作を行つておら

い。そういう事実があれば、そして規模等要件を満たしておれば、これは加入できるわけでございます。農村では、実態は確かに婦人が經營の実質を掌握して

いる、經營の責任を持つておるという場合でも、名義上、所有權はもちろんございますが、利用權も与えられておらないという場合がしばしばあるわけでございます。むろんこれは、そういう

者が軽視されて、こういう人たちのところに年金が渡らないということになれば、実際の話がこれでは魅力がないですよ。だから大臣、これは早急に検討会でも聞いてやつてもらわなければ困る。

実際、女性がこんなに一生懸命働いていて、おやじさんはやはり働いているんだよ、そうしなければ農家はやっていけないのだから。こういう実態の中では女性はそれに対し発言権が持てない、おやじさんが亡くなつても今度は遺族年金につながらない、そんなばかな話はないでしよう。大臣、そういうことについて矛盾を感じませんか。われわれはこれを何回も何回も議論したけれども、もうこの辺で十年目だから、十年は一区切りですよ。どうです。

○杉山(克)政府委員 規模拡大が直接図られると

いうこともございますが、むしろ、ほつておきまと今日の兼業化あるいは混住化の社会では現在持つておる農地が切り売りされる、分割相続され、そういうことによって細分化するというおぞれがかなり高いわけでございます。この農業者年金の場合は一括移譲を要件として農業者年金の給付が受けられるということがなっておりますの

で、その点そういう細分化の防止にはかなり貢献していると思います。これなりせばもっと細分化は進行したのではないかというふうに考えられる点がございます。

それから、後継者に移譲した場合は、細分化の防止ということが主眼でございまして、それ自身が直接規模拡大ではございませんけれども、規模拡大の地盤といいますか、そういう前提条件をつ

を、こういうことで運動を始めてこの制度ができる

ます。

○竹内(猛)委員 そういうことで農村の実態に十分適合しているかというと、ちょっとそぐわない面も、いま御指摘のような点があるわけでありますけれども、まだ結論を出してはいないわけであります

ます。

いまして、去年も武藤大臣が検討をする、こうおつしやつておられるようありますが、農林省としてもいろいろ検討を進めてはおりますけれども、まだ結論を出してはいないわけであります

ます。

○竹内(猛)委員 そういうことで農村の実態に十分適合しているかというと、ちょっとそぐわない面も、いま御指摘のような点があるわけでありますけれども、まだ結論を出してはいないわけであります

ます。

○竹内(猛)委員 そういうことで農村の実態に十分適合しているかというと、ちょっとそぐわない面も、いま御指摘のような点があるわけでありますけれども、まだ結論を出してはいないわけであります

ます。

○竹内(猛)委員 うしても出発が政策年金であるだけに、実際は不自然なんです。不自然なところは不自然として認めてももらわなければ困る。そして、これはちょっと

とやそつと直しても直し得ない状態にある。

もう一つ伺いますが、經營移譲年金ですから、十年たつて規模拡大、近代化はどの程度でできますか。

○竹内(猛)委員 この農業者年金というの、どうぞっと直しても直し得ない状態にある。

もう一度出発が政策年金であるだけに、実際は不自然なんです。不自然なところは不自然として認めてももらわなければ困る。そして、これはちょっと

とやそつと直しても直し得ない状態にある。

○竹内(猛)委員 うしても出発が政策年金ですから、十年たつて規模拡大、近代化はどの程度でできますか。

大臣。

○杉山(克)政府委員 規模拡大が直接図られると

いうこともございますが、むしろ、ほつておきま

すと今日の兼業化あるいは混住化の社会では現在持つておる農地が切り売りされる、分割相続され、そういうことによって細分化するというおぞれがかなり高いわけでございます。この農業者年金の場合は一括移譲を要件として農業者年金の給付が受けられるということがなっておりますの

で、その点そういう細分化の防止にはかなり貢献していると思います。これなりせばもっと細分化は進行したのではないかというふうに考えられる点がございます。

それから、後継者に移譲した場合は、細分化の

防止ということが主眼でございまして、それ自身

が直接規模拡大ではございませんけれども、規模

拡大の地盤といいますか、そういう前提条件をつ

くり出すという意味ではかなり効果があつたといふふうに考えられます。

それから、第三者に移譲する場合でございますが、これは件数はそんなに多くございませんけれども、一部実際に移譲した実績について調べましたところ、これは五十五年の十月から十二月という比較的最近の短期間の例でございますが、六百四十件。この実績は、平均規模が譲り受け前は一・四七ヘクタールであつたものが譲り受け後は二・〇八ヘクタールということで、かなり規模拡大は実現しているという実態が見られるわけでございます。

○竹内(猛)委員 この中で、総合自給率が九〇%だったものが七二%に下がったということ。これは総合自給率ですから、穀物自給率になるとはるかに低いということは御承知のとおりだ。それから農業就業人口は確かに減りました。農家については余り減っておらないですね。五百五十万戸の農家が四百六十六万戸という形で、それから規模についてはいまお話しのとおりですが、したがつて農業全体としてはいい方向にいっていると思われないでしょ。専業農家自体が、私たちは農業基本法というものに対しても賛成をしてこなかつたけれども、あのとき自民党の皆さんのが二町五反の農家を百万戸つくると言つて構造政策をやつたのでしょ。できましたか。二町五反の農家百万戸ですか。

○杉山(克)政府委員 確かにおっしゃられるような数字の実現は見ておりません。ただ、経営規模の拡大ということは徐々にではあります前进はしておるところでございまして、特に、大臣も先ほど申し上げましたように昨年農地三法の制定を見たわけでございます。これによってかなり賃貸借による規模拡大というものは実現の基礎が得られたというふうに思うわけでございます。時間のかかる話ではございますが、これを精力的に進めることによって最大限規模の拡大を図つてしまいたい、努力してまいりたいと考えます。

○竹内(猛)委員 時間がだんだんなくなりますか

ら整理をしますが、末端の事務費ですね、このめんどうな、わかりにくい、しかも説得しにくい仕事をする農協、農業委員会、これをいろいろ調べてみると、農協に平均三十五万円、農業委員会には十九万円という委託料が出てるという。一つの法律が一番の最末端の農家のなかで作用する場合に両方合わせて五十何万円という、これでは本気になつて加入を促進をしたり仕事をすることはなかなか困難じやないですか。それは農協の場合には加入者がいますから金が動くので、金が入りをすれば手数料も金利も入るからいけれども、農業委員会などというものはその判定をしたり、いろいろむずかしい事務しかやらない。もうかることは何もない。もう少しこれは何とかならないものか。こういうような状態では末端で勢いよく説得をして加入を進めることとは困難じやないですか。どうですか。

○杉山(克)政府委員 財政がいろいろ厳しい状況の中、この種の事務、人件費的な助成というものはきわめて窮屈にならざるを得ないわけでございます。ただ、事業はきわめて重要であり、かつ困難であるということは私どもも十分承知しております。だから、農業組合の組合員に於いてはどうかということでおぎます。農業組合と農業者年金との関係は。

○杉山(克)政府委員 農業者年金に対する加入の資格要件は、それぞれ当然加入、任意加入、経営規模なり農業従事要件というよくなことで決められておるわけでございます。農業組合の組合員についてはどうかということでおぎますが、農業者年金の加入資格を判断するに当たりましては、農業組合の組合員であるかどうかということは問うておりません。したがつて、農業組合の組合員であるなしを問わず、農業者年金基金法に定める加入資格要件さえ満たしておれば当然農業者年金に加入できることになつております。

○竹内(猛)委員 時間が来たようですからこれで終わりますが、さてからちょうど十年目ですね。一区切りをつける時期です。そして今回もまた一定の値上げを前提にして給付を考えているところでおぎます。

それからP.R.等につきましては、月刊の雑誌でありますとかパンフレットでありますとか、所要の図書類は農業者年金基金において作成して、そういう事務的な経費の本質的に一番かかるところは極力中央で負担するような形もとつておるところでございます。ただ、今後ともそういう事務経費の増額を図つて、一層事業の活発な活動を促進することが必要でございますので、さらに努力いたしたいと考えます。

○竹内(猛)委員 最後に、国土庁の所管になるとおり、この農業者年金につきましては農林水産省の建設委員会で農業組合法といふものが成立しました。これは四人の農家が二へクタールの農地を対象にして住宅も建てられるし營

農もやる、この場合に四人が、年金ですから一人一人の決意によるものでありますけれども、満たない者があつた場合、四人合わせると面積はちゃんとしているけれども、その中に足りない人がある場合に年金を入れるのか入れないのか、その辺の状況はどういうふうになるのか、農業組合と辺の状況はどういうふうになるのか、農業組合と

農業者年金との関係は。

これは政府としても、国民年金を初めとする厚生年金、各種年金、これも将来どうなるかというような不安をみんな持つておりながら、それではどうするのだということになるとみんな黙つて、積極的に結論を出そうという努力が遅々として進んでいない。これも非常に残念なことで、私どもも内閣の一責任者としてそういう面のこととも閣内であわせ検討していきませんと、農民年金だけでうまくことを設計しようといつてもなかなか容易じゃないと想いますので、その辺も十分心得ながら検討してまいりたい、こう思います。

○神田(厚)君 終わります。

○神田(厚)委員 農業者年金基金法の一部を改正する法律案につきまして御質問申し上げます。

最初に、経営移譲年金の支給の政策効果の問題につきまして御質問申し上げますが、農業者年金制度の発足経過を振り返つてみると、当時はこの年金制度を純粋な老後保障制度にするのかそれとも農業構造政策推進の手段にするのか、こういう二つの意見があつたと思うのです。結果局、政府は農業構造政策推進のための年金体系という形をとつたわけであります。この経営移譲年金の支給が開始されまして以降五年を経過した今日、その政策的な効果というものが問われる段階になつてきているわけであります。政府としてもはその政策効果をどういうふうに評価しているのであります。

○志賀(節)政府委員 神田先生御指摘のとおり、この年金制度は構造政策のための施策の中で適宜の経営移譲を進めることを目的としておるわけでございます。その経営移譲は後継者に対するものと第三者に対するものがございまして、それぞれ

次のような役割を果たしておるのではないかと理解をいたしております。

その一つは、農村社会における兼業化あるいは混住化の深まりの中で農地の資産価値がだんだん高まってまいりまして、農地の切り売りや分割相続などによりまして地片の細分化あるいは権利の分散化の危険性が増しておる。これを後継者移譲によって一括移譲を要件としておりますから、これに対する歴史的としての効果が発揮されておる、あるいは構造政策推進のためのそういう前提条件を満たしておる、こういうふうに理解をしております。

それから、わが国の農業は後継者不足あるいはまた老齢化が問題となっておりますが、後継者移譲を通じて後継者を確保することができる、それから農業経営主の若返りができる、こういうことに寄与しておると思っています。それからまた、第三者移譲は後継者がいない場合になされるわけでござりますから、その数は少ないけれども、第三者移譲を通じて経営移譲を受けた者の経営規模の拡大に貢献しておる、こういうことになっております。

ちなみに、経営移譲を受けた後継者の平均年齢

は三十・七歳、第三者移譲の効果といしまして

は、昭和五十五年十月から十二月に裁定を受けた

六百四十件について、経営移譲を受けた者を見て

みますと、その前後の平均面積で見ますと、譲り受ける前の面積は一・四七ヘクタール、それが譲り受け後は二・〇八ヘクタール、こういうようなことになりますておりまして、ただいま申し上げたこと

を數字的に裏づけておると思っています。

○神田委員 ただいま御答弁ありましたが、御案

内のように経営移譲の相手方は、第三者移譲が七%、後継者移譲が九三%、後継者移譲が圧倒的に多いわけであります、しかしながら後継者移譲がこの制度の目的とする経営の若返りに十二分に役割を果たしているのかどうか、さらに移譲された農地が有効に活用されているのかどうか、こういう点につきまして政府はどのような調査を

して、どのような指導を行っているのかをお聞きしたいのであります。

同時に、ただいまの御答弁から、後継者移譲について、たゞいまの御答弁から、後継者移譲についてどの程度寄与しているかということも、お尋ねをいたします。農地の細分化を防止するということが、お尋ねをいたします。

○杉山(克)政府委員 年齢の若返りということに

ついてどの程度寄与しているかということは、こ

れは後継者の平均年齢、実績を見てみますと三

十・七歳というようなことで、労働力として一番

優秀な世代が継承しているという実態が見受けら

れます。そういう意味では若返りに貢献している

ということとははつきり言えると思うわけでござ

ります。

ただ、経営移譲の農地の利用状況、それが本當

に趣旨どおり活用され、近代化に大きく貢献して

いるかということになりますと、これはなかなか

個別の事情を追跡調査するということも困難でござ

ります。十分な実態の把握はできておりませ

ん。ただ、私ども、経営移譲の効果が、それこそ

脱法的に行われて台なしになるというようなこと

がないように、各種の側面的な指導もあわせ行つ

て、その効果が発揮できるように指導いたしてい

るところでございます。たとえば、農協の組合員

名義、農協の組合員としておやじさんがなつてお

ったのを、経営権がかわったならば、当然一般な

改善措置を講ずる用意がある、こういうふうに言

われておりますし、さらに、農業用施設の範囲等

にかかる内容等について非常に具体的でない、

そういうふうな問題も提起をされておりますが、

この辺はどういうふうにお考えでございますか。

○杉山(克)政府委員 実態によつてまた判断しな

ければならない、個々相当差がある話かと存じま

すが、一般的には、経営移譲を受けた若返った經

営者は、むしろ自分の農地を、まあそれは使用收

益權であれ、ほかに又貸しするあるいは利用増進

事業によつて賃貸するというようなことではなく

て、むしろ積極的に經營を拡大していくといふこ

とが望ましいし、また、そのように指導していく

ころでございます。

それからまた、近代化にどの程度貢献している

だろうかということについて、それ自体の直接的

な調査はないのでございますが、全國農業會議所

の実施した、移譲を受けた者の、後継者の意識調

査、これによりますと、こういう方の中で農地を

近代化、これに十分機能しているかどうかはこれ

また非常に疑問があるという指摘もあるわけであ

りますが、この辺のところ、あわせて御答弁をい

ただきたい。

○杉山(克)政府委員 年齢の若返りということに

ついてどの程度寄与しているかということは、こ

れは後継者の平均年齢、実績を見てみますと三

十・七歳というようなことで、労働力として一番

優秀な世代が継承しているという実態が見受けら

れます。そういう意味では若返りに貢献している

ことははつきり言えると思うわけでござ

ります。

ただ、農用地利用増進事業とのかかわりについ

ては、これはむしろ後継者と、いうよりは第三者移

譲の問題が大きく絡んでくると思うわけでござ

ります。私ども、それぞれ經營規模の拡大、農業經

営の合理化、生産性の向上と、いうことを、いわゆ

る構造政策を目的とした政策でございますので、

その間そごを来すことのないよう、十分その間の

調整を図つてまいりたいと考えます。

○神田委員 次に、年金額の引き上げの問題につ

きまして御質問申し上げますが、今回の改正で

は、前回の財政再計算期に比べまして経営移譲年

金が一・三七五倍、また農業者老齢年金が一・三

七七倍に引き上げられておりますけれども、どう

いう算式を基礎にこの年金単価を算定したのであ

ります。また、この引き上げ幅が昨年の厚

生年金や国民年金の引き上げ幅と比べた場合どの

ようになつておりますのか、お答えをいただきた

いと思います。

○杉山(克)政府委員 農業者年金の給付水準の算

定は、その平均的な農業所得をもつて厚生年金に

加入していただとするならばどれだけの年金が給付

されるかという、いわば厚生年金並みの水準を基

準として額を決定することにいたしております。

このため、今回改正に当たりましても、過去

の財政再計算と同様な考え方立つて給付水準を

決定することいたしました。昭和五十五年度に

おける平均的な農業所得を最近の実績等から、ま

た各種の推計方法があるのでございますが、これ

を推計いたしました。その農業所得をもつて厚生

年金に加入した場合の年金額を算定して、これを

基礎といたしました。さらに国民年金とのバラン

あるいは農業者年金の財政事情、物価上昇率の見通し、こういったものを総合的に勘案して決めたところでございます。

年金単価については八・七%、これは前回の再計算時に比しまして一・三七五倍ということになります。先ほど申し上げましたが、こういう引き上げを行うこととしたところでございます。

○神田委員 この引き上げの幅は、昨年の厚生年金あるいは国民年金の引き上げ幅と比べてどういふふうになつておりますか。

○杉山(克)政府委員 バランスを考慮したわけでございますが、実数で申し上げますと、国民年金及び厚生年金の五十五年度の財政再計算におきま

すところの年金額の引き上げは、それぞれ七・一%、一〇・九%となつております。農業者年金の今回の引き上げ率は先ほど申し上げましたよう

に八・七%ということで、全般的な条件を考えま

すと、おおむね妥当な線は貢き得たというふうに考えております。

○神田委員 経営移譲年金の額につきまして、こ

れは制度発足当初より厚生年金並みの給付を実現するということでやつてこられたわけであります

が、標準的な加入期間を有する人の場合におきま

して両者の年金額を比較した場合においてはどう

いうふうになつておるのか。前回の財政再計算期に比べ格差が開いているのか縮小しているのか、

こういうことが問題になつてくるわけであります

が、われわれの方の計算では格差が開いている、

こういうふうなことになつております。したがい

まして、今後のこの格差を縮小するための計算方

式等の改善、工夫を加える必要があると考えます

か。○杉山(克)政府委員 厚生年金に三十年加入した場合の標準的な年金額は、月額にして十二万九千五百二十五円ということになります。農業者年金に三十年加入した場合の年金額は十万七千二百五十円、比率にいたしますと八二%程度というこ

とになるわけでございます。前回の場合は八六%

○志賀(節)政府委員 先ほど来申し上げましたよ

うに、農業者年金制度は経営移譲年金を主体とし

た政策年金でございまして、六十五歳以降の老後

保障は国民年金と相まって行うこととしておるわ

けでございます。

農業者年金について所得水準を算定いたしま

すと結果、そういうことが反映されてこういう数

字になつたということです。

○神田委員 ですから、明らかに前回の財政再計

算期に比べましてその格差が開いている、こうい

うことがこの平均した標準的な加入期間を考えた場合に出てきている、こういうことでありますか

○杉山(克)政府委員 農業所得それ自体の格差を

今後どう解消していくかということは、先ほど大

臣からも御答弁を申し上げているところでござい

ますが、農政全体の中でこれは努力をしていかな

ければならない性格のものであると存じます。

なかなか格差の解消は困難でございますが、あら

ゆる政策を通じてこれは努力してまいりたい。農

業者年金制度の中では、少なくともその所得に見

めで少ないのでないかというふうに考えられます。が、そのようなケースは実際問題としてはきわ

かたたという経過があるわけでございます。

それから実際に、そういう六十歳に達する前日

に被保険者でないために農業者老齢年金の受給資

格を失うのは、兼業で従事したために六十歳以前に被用者年金に移った、しかもその後六十五歳までに経営移譲をしなかつたという場合でございます。

また、農業者老齢年金は終身年金でござりますので、その引き上げは保険料へ影響が大きく、今回財政再計算においては農家の負担能力を考慮いたしまして段階的な引き上げを行うこととした

ものでございまして、さらに保険料の引き上げを要する改正は事実上困難でございます。

○神田委員 御答弁であります、老齢年金の引き上げの問題につきましては、引き続いて、そ

ういういろいろな事情があるのはよくわかつておりますけれども、われわれの方としましては要求をしていきたいと思っております。

同時にもう一点、農業者老齢年金の支給の要件につきまして、経営移譲をしているのはそれはいいのあります、六十歳となる前日において農

業者年金の被保険者になつていなければならぬ

い、こういう大変厳しい要件がついているわけであります。こういう厳しい要件をつけた理由は一

体何なのかな。さらに政府は、今回の改正案の作成

段階ではこの要件の緩和について検討した、こう

いうふうにわれわれも聞いておりますけれども、

今後ともこの緩和の方向での努力をしていくつも

りなのかどうか、その点はいかがでございます。

○杉山(克)政府委員 農業者老齢年金は六十歳に達して、いわば農業を退職するということで経営

統計によると、その点についてはかなり強力な引

き上げ要求がで

きます。

○杉山(克)政府委員 農業者老齢年金は五千百円とし、自後これを逐次引き上げて

現行保険料の約二倍の水準になるわけでござい

ます。ここまで一遍に引き上げるようなことは実

際には農家負担の能力からするとできない話でござ

りますので、その点については緩和措置を講じ、

初年度五千百円とし、自後これを逐次引き上げて

いることにしておるわけでございます。

○杉山(克)政府委員 実際にこの緩和措置を講じ、

初年度五千百円とし、自後これを逐次引き上げて

崩れて積立金について将来不安を生ずるのではないかとあります。その見通しといつしましては、いろいろの条件はございますが、一定の現実的な条件を前提に置いて計算いたしますと、六十三年度時点では支出が収入を上回るということです。積立金の取り崩しが始まるとき見られております。そして、だんだん積立金が減ってまいります。七十二年度の時点では積立金がなくなるというふうに計算されるわけでございます。

こういう長期的な見通し、これをさらにその後どういうふうに見通しを持っていくかということになりますと、一般的には積極的な加入促進あるいは積立金の効率運用を図つて収支改善に努力するということでございますが、やはり基本的には給付水準なり掛金率なりあるいは国庫助成なり全体についての吟味、検討ということが必要になります。ほかの年金のあり方等と関連して、いざ五年ごとに再計算を行うことになりますので、今後検討すべき課題と考えておるところでございます。

○神田委員 いま御答弁がありましたように、われわれは從来から保険料の緩和ということについてこれを主張し続けてまいりましたが、本制度が政策年金だというこの出発点から考えますれば、國庫助成の引き上げがやはり今回何らかの形で——全然措置が講じられなかつたけれども、今後の方針としては、いまお話を聞いていますと年金見通しも非常に厳しい状況になつてきている、そうかといって、農業所得等の減退等によって農業者が負担をしていく限界も非常に厳しいものになつてきているという状況から、政策年金としての性格に照らした國庫助成の引き上げの問題について、今回の措置が講じられなかつたことと、今後の方針についてお聞かせをいただきたいと思います。

○杉山(克)政府委員 おっしゃられるよう、確かに政策年金である、その推進のためには国としてもそれなりの努力が必要であるということで國庫補助を行っております。しかもその國庫補助の

水準というのは、ほかの公的年金に比べますとかなり高率の程度となつてゐるところでございます。そういうバランス論からいたしまして、なかなか今後國庫助成の拡大を図るということはむずかしいのではないかということと、いま一つ財政的に、五十六年度予算を見ましても國の負担は六百三十億というような大きな額に上つております。これが今後、いまのままで、國庫負担率を特に上げるというようなことをしなくとも年々大幅に増加していくことを考えますと、率直に申し上げまして國庫助成を引き上げるという形での調整、財政収支のつじつまを合わせるということは、なかなか困難であるというふうに考えております。

○神田委員 しかしながら、これはいろいろ考えていて、最終的には國庫助成の引き上げという問題も当然検討されなければならない問題でありますから、それらはひとつ前向きに御検討いただきたいと思っております。

時間が来ましたので最後に、関係者の要望が大変強い、また国会におきましても附帯決議等においてその実現を要望しております、制度の改善事項としての主婦の加入問題や遺族年金の創設問題、これらの問題がございます。これらについていろいろむずかしい側面がたくさんあることは承知をしておりますけれども、今後もやはりこれらとの問題も徐々にこれを実現をさせていかなければならぬわけでありますから、こういう附帯決議等について、要望されている制度改善事項について、どんなふうにお考えでありますか。

○志賀(節)政府委員 ただいま神田先生がむずかしい側面は十分承知しておる、こういうお話をございますので、そのむずかしい側面をちゅうちょ申し上げることはこの際差し控えたいと思いますし、先ほど大臣も御答弁になつておられましたので、そのことについても重複は避けたいと思いますが、さしあたって、現在私ども大変に注意しなければいかぬと思っておりますことは、農地等の権利名義を有している女性は農業者年金に加入

できることになつておるにもかかわらず、そしてまた、使用収益権の設定等を受けて加入する道も開かれているにもかかわらず、この点については必ずしも周知徹底されていない、こういう点が見受けられますので、この点はやはりPR不足のそれに免れませんから、この点はちゃんとやっていかなければいけない、このように考えておるわけでございます。

冒頭に申し上げましたとおり、この問題につきましては、いろいろ困難な側面があるわけでございますが、この点につきましても大臣御答弁のとおり、順次前向きに検討をしてまいらなければと考えておるわけでございます。

○神田委員 終わります。

○田邊委員長 この際、午後三時二十分から再開することとし、暫時休憩いたします。

午後一時六分休憩

午後三時二十二分開議

○田邊委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○吉浦委員 農業者年金基金法の一部を改正する法律案について御質問をいたします。

○吉浦委員 農業者年金基金法の一部を改正する法律案について御質問をいたします。

この年金は、昭和四十二年の一月の総選挙の際に、当時の佐藤總理大臣が農業者にも恩給をとう公約をなさつたことから、その実現が大きく前進をして、その後政治課題となり、昭和四十五年に制定をされまして、四十六年本事業が開始されて以来十年を経過しているわけですが、昭和五十一年からは經營譲年金の給付、また本年二月からは農業者老齢年金の給付が開始されております。農業者の老後の保障と農業經營の近代化、すなわち農業經營の規模拡大と經營の若返りを図るという両面を持つたものでございますが、これは農業者の中に定着していっていると言つてもよからうと思います。しかし、本制度が将来にわたって健全な運営ができるか否かということ

は、今後加入者がどの程度確保されるかにかかってくるというふうに思われるわけであります。そこでお尋ねをいたしますが、政府は本制度発足当初は被保険者数を二百万人、その後の財政再計算においては百六十五万人程度、こういうふうに予定したと聞いておりますが、これに比べますと、加入実績者は余りにも差が大き過ぎて、離れて過ぎていると思うわけであります。そこで、こうものはどこにあるというふうにお考えになつておられますか、まずこの点からお尋ねをいたしたいと思います。

○杉山(克)政府委員 ただいま御指摘のように、前回の再計算時、五十二年一月時点においては、当時の加入資格者数を百六十五万人と見込んでおつたわけでございます。その後兼業化が進展する、それに伴つて被用者年金へ移る者が増加するということがあつて、国民年金への加入の農業者の数が急激に減少してまいりました。また、六十歳へ到達によつて加入資格を失つた方が出てまいつたというような状況になつたわけでございます。

これに対しまして、加入状況がどうかと、このことについては、前回の再計算時よりかなり大幅に下回るような状況になつたわけでございます。

これに対しまして、加入状況がどうかと、これは、五十五年度当初の時点で百十一万人、これはその後若干減つておりますが、現在この有資格者数と対比する時点で申し上げますと、百十一万人、加入率で七八%ということになつております。

したがつて、現在実数で約三十万人程度の未加入者がおいでになるわけですが、これらの方々が農業者年金に加入しないのはなぜかと、このことでござりますが、一つは、やはり農業の将来について本当に安定した希望の持てる未来像を描けていないということがあるのかと存じます。その点は農政全体で対応しなければならない大きな課題であると存じます。

それから農業者年金制度自体に即して申し上げ

ますならば、若い方は年金というものを身近に感じない、いつまでも元気でいられるというようにお考えになるのかもしれません、将来の不安をお預けにならないといふようなこともございます。それから、先ほど申し上げたことや重複しますが、将来自分が何になるか、どういう目標を定めて生活設計を営んでいくかというような点にまだ定まっていない点があるというような点をあらうかと存じます。

す。またこれらの方の加入促進といふものは具体的にどのような方途をお考えなのか。調べてみますと各県まちまちで、一〇〇%のところもあれば五〇%未満の加入の県もあるということで、そのばらつきが余りにもひど過ぎるのじゃないか。こういう点で都道府県、市町村ごとに大きな格差があるよう思われてなりません。いわゆる低加入地域の一層の啓発というものをどのように農林省はなされておられるのか、具体的な事例で結構でござりますので、お知らせを願いたい。

○杉山(克)政府委員 未加入者自体の年齢構成はどうかということについて、直接の資料はございません

でございますが、今回その対象範囲を拡大するという改正を行なうことにいたしております。こういったことも対象範囲の拡大には資するものと考えられます。

それから地域別の加入率のばらつきがあるのでないかということでございますが、確かにある程度のばらつきはございます。加入率の低い県、六〇%台のところは個別の県名を挙げさせていただきますと、青森県でありますとか茨城県あるいは千葉県、東京、こういった幾つかの県があるわけでございます。中には北陸の石川のようく九〇%を突破している県もありますので、こういう加入率の低いところ、しかも農業県と考えられるような大きな県に対しては、重点的にそういうPR策を進めてまいりたい。そしてPRについてR策は、これは農業者年金基金が定期刊行物、月刊誌をつくるとかリーフレット、パンフレットのたぐいを作成する、そしてこれを配布する、これを直接第一線で担当していただく方々にもその研修を

低くなつておりますが、これは一つは農業所得の伸びが鈍化してきたということございます。ただ、いま先生が御指摘になりましたような大きな格差、従来の上げ幅に比べて今回の上げ幅が小さいのは、これはむしろそういうことよりも、年々の物価スライドといいますか、物価の状況を反映して改定を行うことが、従来はまとめて行つていたというようなこともありますけれどござります。最近におきましては、年々その都度その物価上昇を反映して給付の額を上げるということを行つておりましたので、いわば何回分かが一緒に出了のと、今回毎年やつてあるその一つが出てまいつたのと、そういう差が一つ大きくあらわれているわけでございます。

それから、各種年金全体とのバランスはどうかということでござりますが、国民年金の場合、十五年度における財政再計算に伴う年金額の引き上げは七・一%、今回の農業者年金の財政再計算に伴う引き上げ率は八・七%でございますので、物価の上昇率だと老年金財政の状況ということを考えれば、おおむね妥当なものではないかとふうに考えております。

○吉浦委員 経営移譲年金額の水準については厚生年金並みの水準を確保することが目的であると聞いておりますけれども、平均加入期間三十年間を有する人で両者の年金額を比較して御説明をいただきたい。

○杉山(克)政府委員 今日現在まで百七万人といふことでございますが、今後新規の加入者、それから脱退される方、それから受給資格を得て加入者という形でなくなる方、いろいろございますが、年々減少を続けてまいりというふうに見込まれておりまして、五年先の昭和六十年度におきましては九十二万人、それから昭和六十五年度、十一年先の時点においては、これは約八十八万人といふように見込まれるわけでござります。

そういう若い階層を重点に P.R.を進めていくことが必要であろうと考えます。

そこで直接には、これは農業者年金基金がその仕事を担当するわけでございます。まず、未加入者名簿、働きかける対象についての一覧をこしらえまして、その方々に個別の加入促進等、各般の加入促進策を図っていくということにいたしております。これを実際に担当していただくのは都道府県、市町村、さらには農業団体、農業委員会というようなことになるわけでございます。

それから具体的な加入促進対策の一つといいたしまして、従来から特定加入者ということで、若い階層で入ってこられる一定の要件を備えた方には割引保険料、保険料軽減措置がとられているわけ

上げ幅は、過去二回の財政再計算期に比べますと低いものとなつておりますけれども、この理由はどうあるのか。他の公的年金制度における引き上げ幅と比べてお答えいただきたいと思うわけであります。経営移譲年金の場合、老齢年金の場合、農業者年金の場合、制定時、四十九年の改正、五十一年の改正、それから五十六年の今度の改正というふうに、当初のときは二・二倍、その次、四十九年から五十一年のときは一・四八倍、今度は一・三八倍とだんだんと低くなつておる、この理由といふもの、どのようにとらえておられますか、お答え願いたい。

○杉山(克)政府委員　過去の引き上げ幅に比べまして今回の引き上げ幅が、確かにいま数字の上で

○ 杉山(克)政府委員 厚生年金に三十年加入した場合の標準的な年金額は、月額にして十二万九千五百二十五円というふうに計算されております。一方、農業者年金の場合、三十年加入した方の年金額は十万七千二百五十円というふうに計算されます。

○ 吉浦委員 御説明のように農業者年金の方が低い年金額となっておりますけれども、将来を見通して両者の格差が縮小する見通しなのかどうか、この点をお伺いしたい。

○ 杉山(克)政府委員 農業者年金の給付水準は、当然加入被保険者の農業所得を推計いたしまし

でございますが、今回その対象範囲を拡大するという改正を行うことにいたしております。こういったことも対象範囲の拡大には資するものと考えられます。

それから地域別の加入率のばらつきがあるのでないかということでござりますが、確かにある程度のばらつきはございます。加入率の低い県、六〇%台のところは、個別の県名を挙げさせていただきますと、青森県でありますとか茨城県あるいは千葉県、東京、こういった幾つかの県があるわけでございます。中には北陸の石川のようになります。〇%を突破している県もありますので、こういう加入率の低いところ、しかも農業県と考えられるような大きな県に対しては、重点的にそういうPR策を進めてまいりたい。そしてPRについては、これは農業者年金基金が定期刊行物、月刊誌をつくるとかリーフレット、パンフレットのたぐいを作成する、そしてこれを配布する、これを直接第一線で担当していただく方々にもその研修をするとか、趣旨の徹底、事務の推進についての助成を行なうというようなことで進めていくことにいたしておるわけでございます。

○吉浦委員 年金額の引き上げについてお尋ねをいたします。

今回の経営移譲年金及び農業者老齢年金の引き上げ幅は、過去二回の財政再計算期に比べますと低いものとなつておりますけれども、この理由はどこにあるのか。他の公的年金制度における引き上げ幅と比べてお答えいただきたいと思うわけであります。経営移譲年金の場合、老齢年金の場合、農業者年金の場合は制定時、四十九年の改正、五十一年の改正、それから五十六年の今度の改正というふうに、当初のときは二・二倍、その次、四十九年から五十一年のときは一・四八倍、今度は一・三八倍とだんだんと低くなつておる、この理由といふもの、どのようにとらえておられますか、お答え願いたい。

○杉山(克)政府委員 過去の引き上げ幅に比べまして今回の引き上げ幅が、確かにいま数字の上で

低くなっていますが、これは一時は農業所得の伸びが鈍化してきたということだと思います。ただ、いま先生が御指摘になりましたような大きな格差、従来の上げ幅に比べて今回の上げ幅が小さいのは、これはむしろそういうことよりも、年々の物価スライドといいますか、物価の状況を反映して改定を行なうことが、従来はまとめて行つていたというようなこともあるわけでございます。最近におきましては、年々その都度その物価上昇を反映して給付の額を上げるということを行つておりましたので、いわば何回分かが一緒に出了のと、今回毎年やっているその一つが出てまいつたのと、そういう差が一つ大きくあらわれているわけでございます。

それから、各種年金全体とのバランスはどうかということでございますが、国民年金の場合十五年度における財政再計算に伴う年金額の引き上げは七・一%、今回の農業者年金の財政再計算に伴う引き上げ率は八・七%でございますので、物価の上昇率だと年金財政の状況ということを考えれば、おおむね妥当なものではないかというふうに考えております。

○吉浦委員 経営移譲年金額の水準については厚生年金並みの水準を確保することが目的であると聞いておりますけれども、平均加入期間三十年間を有する人で両者の年金額を比較して御説明をいただきたい。

○杉山(克)政府委員 厚生年金に三十年加入した場合の標準的な年金額は、月額にして十二万九千五百二十五円というふうに計算されております。一方、農業者年金の場合、三十年加入した方の年金額は十万七千二百五十円というふうに計算されます。

○吉浦委員 御説明のように農業者年金の方が低い年金額となつておりますけれども、将来を見通して両者の格差が縮小する見通しなのかどうか、この点をお伺いしたい。

○杉山(克)政府委員 農業者年金の給付水準は、当然加入被保険者の農業所得を推計いたしまし

て、この農業所得をもつて厚生年金に加入したとすれば年金額はどの程度になるかということを計算して、その数値を基礎にして決めるわけでござります。その意味で農業者の所得自身がどうなるかという問題であろうかと思います。

従来、一般労働者と農業者の所得の格差を埋めるべくそれぞれ努力してまいっているところでございますが、残念ながらなかなかその差は埋まらない。縮まった時期もございますが、広がるといふこともあるて、現在格差はかなりあるわけでござります。これが将来縮められるかということになりますと、年金の問題というよりはまさに農業の規模拡大、生産性を上げてその所得の増加を図るという全般的な政策の中でも実現を見ていくべきものと考えております。私どもとしては、当然これは農林水産省全体の目標でございますが、そういう大きな目標に向かって努力を続けてまいる所存でございます。

○吉浦委員 農業者老齢年金については、国会に

おいても從来から附帯決議等により特別の引き上

げを要請してきたところでもあります。今回特

別の引き上げをしなかつた理由はどこにあるの

か。また経営移譲できず農業者老齢年金しか受給

できない者、この方たちは今後保険料の掛け捨て

といった事態が起こらないかどうか、この点につ

いてお尋ねをいたします。

○杉山(克)政府委員 農業者年金制度は、御承知

のように経営移譲年金を主体としたところの政策

年金でございます。一般的な六十五歳以降の老後

保障は国民年金と相まって行うということになっておるところでございます。

農業者老齢年金は、経営移譲はできなかつた

が、長年農業に精進してきた方に対する老齢保障

として設けられたという性格を持つております。

その意味ではまさに一般年金の付加的な性格がま

ことに強く、政策的な意味は比較的薄い性格のも

のであると考えられます。この額についてさらに

特別に引き上げるということは、ただいま申し上

げましたこの制度の趣旨からして困難ではないか

というふうに考えております。

それからいま一つ、農業者老齢年金は、経営移

譲年金が五年間に基本の額が支払われる、そして

その後は十分の一ずつ毎年

というのと異なりまし

て、これは終身年金の形をとつておるわけでござ

いまして、その引き上げは保険料に及ぼす影響が

まさに大きい

といふことをもございまして、負担

の点も考慮し、この点は特別な引き上げ措置を講

ずることをしなかつたというものでござります。

○吉浦委員 次は保険料の引き上げについてお尋

ねをいたしますが、従来、本年金制度において完

成したこと、保険料の引き上げ緩和を図る措置と

金積立方式が採用されておりますが、今回の財政

再計算に当たつてはいわゆる修正積立方式に移行

していると聞いております。修正積立方式に移行

したことは、保険料の引き上げ緩和を図る措置と

して評価できるわけありますけれども、これが

年金財政にどのような影響を与えるのか、具体的

に年金収支の見通しをお聞きしたいと思ひます。

○杉山(克)政府委員 ただいま先生もおっしゃら

れましたように、今回の保険料の算定に当たりま

しては、平準保険料をそのままその保険料として

引き上げるというのではなくて、各種の事情、特

に農業者の負担ということに配慮いたしまして、

最初年度五千百円、その後毎年四百円ずつ逐年引

上げていくという措置をとることにいたしたわけ

でござります。したがいまして、全体として保険

の財政は悪化する、現在の積立金で将来の給付を

満度には賄い得ないという事態になるわけでござ

ります。それを完全積立方式から修正積立方式に

移ったという表現、そう言うことができようか

と思うわけでござりますけれども、これは数字の

上でどういうふうに推移していくかというのを

見ますと、いまのところ六十三年度までは単年度

収支が均衡いたすのでござりますが、六十三年度

においては単年度の支出が収入を上回る、そして

積立金の一部取り崩しということが行われるよう

になります。それから、七十二年度になりますと

それらの取り崩しが極度に達しまして、積立金が

全くなくなるというふうに見通されております。

もちろん、こういう見通しを算定するに当りましては種々前提を置いて計算するわけでございますが、現在私どもの作業では七十二年になれば積立金は底をつく、そういう計算になつてゐるわけですが、現在私どもの作業では七十二年になれば積立金としての性格に照らして、将来その拡大を図るべきだというふうに思ひますが、当局の見解を承りたい。

○杉山(克)政府委員 農業者年金につきましては、その政策年金であるというような性格から

も、従来から一般の年金に比べてかなり高額の国庫負担が行われているところでござります。給付

及び保険料、両方の面でその負担が行われ、実質

の国庫負担割合は約四六%ということになつてお

ります。そういうことを考慮いたしますと、ほかの年金とのバランスあるいは特に今日のよう

に財政事情が厳しい状況のもとにおいては、なかなか

国庫助成の拡大を図るということは正直申し上げ

まして困難なわけでござります。私どもとしては

現在の国庫補助の仕組み、この水準を維持するの

が最大限努力したところであるというふうに申し

上げたいと存ずるわけでござります。

○吉浦委員 保険料についてですけれども、修正

積立方式の採用によりまして緩和されたものの、

農業単位で見れば、国民年金の保険料と合わせて

拠出する必要がありますので、現在農業者年金と

国民年金の保険料を合計した月額が一万二千円と

いうふうになつております。これが改正後には一

万四千五百円に引き上げられる、こういうことにな

るわけですけれども、果たしてこれだけの負担

災害等の被害者対策というものを、この保険料の

増額についてどのような対策をお持ちなのか、お

尋ねをいたしたい。

○杉山(克)政府委員 今回の保険料改定の結果、

五十七年一月から農業者年金とそれから夫婦二人分の国民年金を合わせた保険料の総額は、一月一万四千五百円ということになります。確かに一つの年金が五年間に基本の額が支払われる、そしてその後は十分の一ずつ毎年というのと異なりまして、これは終身年金の形をとつておるわけでござります。

そこで、その年金が五年間に基本の額が支払われる、そしてその後は十分の一ずつ毎年というのと異なりまして、これは終身年金の形をとつておるわけでござります。

そこで、その年金が五年間に基本の額が支払われる、そしてその後は十分の一ずつ毎年というのと異なりまして、これは終身年金の形をとつておるだけでござります。

ればならない、すなわち郵便貯金並みにと言つた
提起の問題あるいは遡及して切りかえをすることが
できたはずではなかつたかということに対する
現実的な処理があつてしまふべきなんぢやないだ
ろうか。こういう問題について、身もふたもない
形式論だけではなくして、何らかの処置を検討し
ておられるのかどうか、お聞きをしたいと思うの
です。

に資格があつたのかないのか、態度はさまざまであろうと、現地での加入に至る経緯もまちうかと存じます。そういういまここで、どういう対処をとるべきなのは残念でございます。たい。そうした上で、またそれがたいというように思います。

奥さんはその場合に移譲年金をもらうこの年金に入られたらということがそのときは出てくるわけです。ところが、だんなさんも国民年金で、奥さんの所有として農業者年金に奥さんが入っておられると続くことができますよとか、この失格をする問題の焦点というのは、もう十年やつてきていた中で非常に明確になってきておる。そこをクローズアップして、加入のときには親切にわかりやすいものにしないと、ここに書かれていることは一つも間違っていないけれども、読む側の心理から言うと、違う心理がこのパンフレットの中では働く。私はやはりこのパンフレット自身の改善をさせる必要があると思うのです。いかがなものでしょう。

○寺山(克)政府委員 御指摘の点、よくわかりました。おっしゃるとおり、もう少しアクセントをつけて間違いを防ぐための親切な手当てが必要であろうと存じます。そのほか、私どもこういうパンフレットについてもう少し真剣に、大ぜいの目で見て本当に訴える力を持つ、効果を持つような、そういうパンフレットにするように全体の改善に努力いたしたいと思います。今日印刷されているものも、またいずれ次のものを印刷することになるわけでござりますから、その段階では必ずおっしゃられたことが盛り込めるように計らいたいと存じます。

○寺前委員 これは本人の責任ではなくして、日本の農業経営の実態から、自分が農業でずっと統けていて若返りの経営移譲をやっていくといふプランを持っていて、そして農業者年金に入つてみたが、途中で働きに出て、出かせぎという段階ではなくしてずっと続くところの職業にかわってしまった。すなわち二種兼業にかわってしまつた。厚生年金にずっと入つてしまふ。こういう新たな事態が生まれて、せっかく掛けた農業者年金

について、これは脱退をしなければならないといふ事態が生まれるというのも、これまた本人の責任の分野とは言いがたいと思うのです。本人はやはり移譲年金をやりたいと思つていたのだから。ところが、ここでもまた誤りが起つてきました。農家の生活の中で二種兼業で厚生年金に入っているのにもかかわらず、自分が入った農業者年金について、国民年金も引き続き掛け、農業者年金も掛けて、平気でこの二つをやつているということが、これも形式から言つたらあり得ない形式です、現実に存在するわけです。

そこで、こういうふうに事情変更が途中で起つた場合に、脱退一時金という制度があります。ところが、これは三年までの人はいわば掛け捨てということになるのでしょうか。自分の責任で事態の変更が起つたものでないのに掛け捨てと云うのはちょっと殺生な話じゃないかということが一つと、事情変更は日本の農業の姿そのものから来ている。これを考えたら、だんなさんが農業者年金に加入了した段階に廻及して奥さんのものに転換をして、そして整理をして引き継ぎをしていくことができるように便法をとる。それは法改正が必要かどうか、そちらの研究をしてみる必要があるのではないか、いかがなものでしょう。

○杉山(克)政府委員 後段の方からお答えいたしますけれども、農業者年金に限らず、年金制度は一身専属的な権利義務関係ということで整理されているわけでございます。そういうことからいたしますと、夫婦は一体である、あるいは親子は一体であるというような考え方から、御本人が亡くなられる、あるいは条件が変わつたといった場合に、その家族の方が承継することは大変残念ながらできないというたてまえになつてゐるわけでございます。そういう意味で、法改正を必要とするかという御質問でございますが、法改正以前の問題として、そういう扱いはおよそ原則的にできな

いということになるわけでございます。

それから、確かに本人の事由ではない、本人の責任ではないということで厚生年金等に加入する

にはいかないと思うわけでございます。それはやはり、農業の事情がさらに五年先、十年先、あるいはもっと厳しくなっているというような情勢があるかもしれませんし、それなりの変化が生じているわけでございます。そうなりますと、給付の水準なり掛金の水準あるいは国庫補助のあり方、そのときの財政負担能力の問題、そういう全体的なことを総合的に検討して、そのときの状況に応じた結論を出さなければいけないと思うわけでございます。

確かにこのままで収支が破綻するという将来が見通されておりますが、ある意味では高齢化社会の進行に伴って年金制度に共通した問題でもござります。

将来そういう問題について国民的なコンセンサスができるかという気になるのか、さらには農業の世界で、農業者年金に対してどのような評価なり、これまでどのような全体としてのコンセンサスができるかというようなことともかかわって決められなければならない性質の、大きな問題であると思います。そういう問題の重要性、深刻さを考え、私ども、今後十分検討を進めてまいりたいと考えております。

○寺前委員 十年にして深刻な段階に入るよう見通しのない年金の運営という問題については、やはりもう少し率直に検討していただきたいと思うわけです。

もう一つ聞いておきたいと思います。農業者のために年金をといったこの事業の福祉施設の設置及び運営、こういう業務がこの年金の中にあるわけです。ところが現実には福祉の事業は一つもなされていないというところに、この年金事業の特徴がまたあるわけです。そんなこと構うておられるか、あれは法律上の、こういうこともやりますという話だけだったのだというのか、それとも福祉施設の問題、福祉事業について考えるというのかどうか。

さらにもう一つ、どの年金も積み立てたお金を人々の融資に使ったり、積極的にそれぞれの納入

者の分野にわたって低利の融資などをやっているのです。この農業者年金においても、二〇%を限度としてそういうことをやりましょうということがなつていただけです。ところが、このいだだきました資料を見ると、わずか六、七%の範囲のところしかなされていない。こういう分野については先行き不安な状況だからやむを得ませんといふのか、それとも検討するというのか、その点は一体いかがなことになつてているでしょうか。

○杉山(克)政府委員 福祉事業を今後どう見ていらっか、やるつもりがあるのかという御質問でござります。

先ほど申し上げておきますように、農業者年金の財政事情が現在も非常に厳しいし、今後厳しさが一層予想されるわけでございます。「一面また、福祉事業を行うには相当の資金が必要でございますし、長期にわたっての資金の回収」ととも考えなければなりません。また、せつかく大手なお金を預かりしているわけではございませんが、今日まで積立金もそれほどたまってこなかつたという事情もございましたし、いままで確かに福祉事業をやらないとかいうわけではございませんが、今日まで積立金もそれほどたまつてこなかつたという事情もございましたし、いままでの事情でございました。今後はそういう財政全体の事情も見ながら、できる範囲で何か検討していかなければならぬというふうに考えるわけでございます。

積立金の農村還元の問題でございます。

これをどのように計算するかということでございます。実は積立金の農村還元の内容といしまして、まず第一に農地売買業務へ貸し付けるということがございます。これが六十億円、それから農地取得資金としての融資が二百十八億円、これが直接還元でございます。実はこのほかに大きく農林債券の購入ということで農林中央金庫に対する資金の提供が千三百三十六億円、合計いたしますと千六百十四億円。積立金総額三千六百

五十五億円に対しまして、農林債券の分まで含めますと千六百十四億円ということで、かなりの農村還元ということができるかと思うわけでございます。もちろん直接貸し付け、運用するということも必要でございますが、それは専門的な農林中央金庫というような機関を通してというようなことで、私どもそういう形での農村還元を図っているところでございます。

○寺前委員 局長に最後に、農協へ行つても農業委員会へ行つても、先ほどから言うように誤加入の問題、最初として十分な相談に乗り切れない、あるいはいろいろな後から処理をしなければならない事情が生まれている。こういうことを詰めて聞いてみたら、結局のところ片手間に仕事をしなければならないという町村もあれば、そこにもう専念させられてしまつて、ほかのこともあるて困っているのだというところもあります。いずれにしたつて受託業務の改善を進めないことには十分にこたえ得る体制にはなつていないということがあります。だから、積立金の安全かつ効率的の運用ということも配慮する必要があるわけでございます。そういう意味で、福祉事業をやらないとかいうわけではございませんが、今日まで積立金もそれほどたまつてこなかつたという事情もございましたし、いままで確かに福祉事業を何もやつてないというような事情でございました。今後はそういう財政全体の事情も見ながら、できる範囲で何か検討していかなければならぬというふうに考えるわけでございます。

○杉山(克)政府委員 前半の、今日農村においては世帯単位で物が考えられているという点につきましては、制度の予定している個人主義といいますか、個人個人の権利義務関係を明確にしてといふたてまえとはギャップが確かにあります。ただ、そういう権利義務関係というもの、個人の立場を明らかにするということは、農村にもうふうにお考えになっているのか、お聞きをしたいと思います。

ところが農業委員会へ行つてみたら、基金の人にお話を聞いた農家台帳には所有関係を明確にしてもらおうように書いておいてもらつたらああいう間違いは起こらぬのですが、こう言うのだけれども、現場の農業委員会へ行つてみたら、農家台帳を見ると、うちのものですというだけの話であつて、法務局のように所有関係がどうなつていいという明確なものは書かれていないですよ。実際ににはそういうふうにきちんととなつてない。また、それは農業者年金以外は余り関係ないので、農業委員の選挙だつて、なに、そんなものと関係なしにこの家の二十歳以上の人には全部選挙できなます、大体農地法関係の仕事というのは世帯単位の仕事になつてゐる。法律もそなつてゐるので、年金だけが個別にざつと入つてくるところに

矛盾が生まれているのです。

先ほどもお話ししておつたのですが、移譲といふのはその家の仕事を次へ持つていくというだけの話です。年金は個別になる。このところに矛盾をしていく要素が多分にある。それだけにこの受託業務というのは非常に重要な位置を占める。

ところが農協に一年間に何ぼ受託を、お金をもらうのですかと聞いたら、平均年三十四万円。一委員会、農業委員会の場合は十八万円。私は初めて中央金庫というような機関を通してというようなことで、私どもそういう形での農村還元を図つているという事でございます。

○寺前委員 局長に最後に、農協へ行つても農業委員会へ行つても、先ほどから言うように誤加入の問題、最初として十分な相談に乗り切れない、あるいはいろいろな後から処理をしなければならない事情が生まれている。こういうことを詰めて聞いてみたら、結局のところ片手間に仕事をしなければならないという町村もあれば、そこにもう専念させられてしまつて、ほかのこともあるて困っているのだというところもあります。いずれにしたつて受託業務の改善を進めないことには十分にこたえ得る体制にはなつていないということがあります。だから、積立金の安全かつ効率的の運用ということも配慮する必要があるわけでございます。そういう意味で、福祉事業をやらないとかいうわけではございませんが、今日まで積立金もそれほどたまつてこなかつたという事情もございましたし、いままで確かに福祉事業を何もやつてないというような事情でございました。今後はそういう財政全体の事情も見ながら、できる範囲で何か検討していかなければならぬというふうに考えるわけでございます。

それからいろいろトラブルや事故が起ころういったことについて、これはまことに申しわけない話でございまして、当初は期間も浅く、ふなれな職員も多かつたというようなことがあってそれがなればならないといふふうに考えるわけでございます。

それからいろいろトラブルや事故が起ころういったことが多かつたのかと存じますが、先ほど来御指摘もありましたが、件数全体としては逐次減つてまいりつて、改善が図られているところでございます。そういった防止のためにも職員研修、職員の資質を高める、それから組織としてそれを受託を受けてくださつて、件数全体が全体の能率を高めて一生懸命仕事をしていただく、そのためには予算的な、あるいは指導上の措置を行わなければならぬ、そのとおりだと思います。

その点この種の事務委託といふものは、正直申し上げましてなかなか予算が伸びにくいたところでございますが、五十六年度におきましても、五十

五年度に対し若干の増額手当を行つたところでございます。今後ともその事務の充実を図る、そ

してトラブルとか事故の起こらないようにしてトラブルだとか事故の起こらないようにしてト

る、徹底したPRを行つて加入促進等にも効果を上げるというようなことを考へ、事務体制の強化に努力いたしたいと存じます。

○寺前委員 先ほどからの私の指摘に対して、大臣はどのようにお聞きになつておったのか、最後的にひとつ御見解を承りたいと思います。

○龜岡國務大臣 この農民年金と申しますか、農業者年金は、十年前に農民にも恩給をとすこと

で非常な農村の要請にこたえてスタートした制度でございますが、十年たちますと、いま御指摘いたいようないろいろな問題が明らかになってきておるわけでございます。したがいまして、政

府全般としても各種年金の見直しの段階といふところにもうすでに来ておるわけであります。抜本的な対策を講ずるための検討が始まつておるわけありますから、農林水産省といたしましても、いままでも検討はいたしておりませんけれども、さらに体制を確立いたしまして、そしていま御指摘のありましたような問題等も含めて検討をしてまいりたい、こう考えております。

○寺前委員 いろいろお伺いをいたしましたが、今度の法律の改正を見て私はまず第一に気付く点は、保険料の上がり方と給付の実態との違いであります。前回の再計算期と比べてみると、給付の分野で一・三七五倍、保険料の分野では二・〇八二倍になつておる。現状と比較しても、今度の法改正は給付の分野で八・七%、物価上がり程度です。

ところが保険料の方は二二・六%のアップ、さらに昭和六十一年になると六一・一%のアップとなる。明らかに掛金はどんどん上げられていく。しかも財政実態から見てはますますそのことを必要とする、そういう方向に流れている。これは農民が当初農民のための年金と願つておつた実態が、掛金がうんと取られる実態に広がつておるという問題として見なければならぬ。

さらには所得の分野から考へると、出発の昭和四

十六年当時と比べて農業所得は二・四倍だ。保険料は五・三倍とはね上がつてきておる。先ほども

申し上げましたが、夫婦で国民年金、付加年金、農業者年金を入れると一万五千二百円からにな

る。五年先になると二万円近くになつていく。所

得の方は平均十万前後だということになつてく

る。だんだんこれは下がる一方だということを考

えてみると、全体としての掛け金を上げることを中心とした法改正としか見ることができないではな

いか。私はこういう道を一層進めるということの

第一歩になるだろうという点において、この法改

正は賛成しかねると思うのです。

さらに先ほどから言いましたように、農村にお

けるところの実態との関連で見ると、整理をしな

ければならない問題はいっぱいあります。主婦の

問題、遺族年金の問題、老齢年金の問題、そして

誤加入をしたり、途中事情が発生した場合における問題、こうやって見てくると、今日もう少し全

面的に検討されたところの法改正が出来てしま

るところのあり方の検討、さらにこの財政の展望

の問題、こうやって見てくると、今日もう少し全

面的に検討されたところの法改正が出来てしま

るところのあり方の検討、さらにこの財政の展望

の問題、こうやって見てくると、今日もう少し全

とおり可決すべきものと決しました。

〔賛成者起立〕

○田邊委員長 起立総員。よって、本動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

○田邊委員長 この際、本案に対し、松沢俊昭君外四名から、自由民主党、日本社会党、公明党・国民會議、民社党・国民連合及び日本共産党的共同提案に係る附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

○龜岡國務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、農業を取り巻く諸情勢の変化を踏まえ、十分検討いたいと思います。

○松沢委員 私は、自由民主党、日本社会党、公明党・国民會議、民社党・国民連合及び日本共産党を代表して、農業者年金基金法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

農業者年金基金法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案)

政府は、本制度が農業者の老後の保障と農業経営の近代化等に果たす役割の重要性にかんがみ、制度の長期にわたる健全な運用が図られるよう、農家の負担能力等に配慮しつつ、年金財政充実のための各種方策を検討するとともに、

若年未加入者に対する加入の促進、受託業務体制の整備充実に努めること。

また、これと併せ、農業者老令年金水準の改善、農業に専従する主婦等の年金への加入及び遺族年金制度の創設等についても引き続き検討を進めること。

右決議する。

以上の附帯決議案の趣旨につきましては、質疑の過程等を通じて各位の十分御承知のこところと思

いますので、説明は省略させていただきます。

何とぞ全委員の御賛同を賜りますようお願いを

申し上げます。

○田邊委員長 以上で趣旨の説明は終わりまし

た。

〔報告書は附録に掲載〕

○田邊委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田邊委員長 起立総員。よって、本動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議に関し、農林水産大臣から発言を求められておりますので、これを許します。龜岡農林水産大臣。

○龜岡國務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、農業を取り巻く諸情勢の変化を踏まえ、十分検討いたいと思います。

○田邊委員長 起立総員。よって、本動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○龜岡國務大臣 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案につきまし

て、その提案理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

この法律案は、農林漁業団体職員共済組合による給付に關し、恩給制度、国家公務員共済組合制度その他の共済組合制度の改正に準じて、既裁定年金の額の引き上げ等による給付水準の引き上げ等を行おうとするものであります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、既裁定年金の額の引き上げであります。これは、退職年金等の金額の算定の基礎となつた平均標準給与を、昭和五十六年四月分以後、

昭和五十五年度の国家公務員の給与の上昇率を基準として引き上げ、年金額の増額を行おうとするものであります。

第二は、退職年金等についてのいわゆる絶対最低保障額の引き上げであります。これは、恩給制度の改善に準じ、退職年金、遺族年金等に係る絶対最低保障額を引き上げようとするものであります。

第三は、掛金及び給付の額の算定の基礎となる標準給与の下限及び上限の引き上げであります。

第四は、遺族の範囲の改正であります。これにて、遺族年金を受ける上で、死亡した者との生計維持關係を要することとするものであります。

第五は、昭和三十九年改正後の農林漁業団体職員共済組合法、いわゆる新法に基づく遺族年金に係るいわゆる寡婦加算の額の引き上げ等であります。このうち、寡婦加算の額については、六十歳が生じた退職年金、減額退職年金、障害年金、遺族年金、通算退職年金及び通算遺族年金につきまして、その年金額の計算の基礎となつた平均標準給与を、昭和五十五年三月三十一日以前に給付事例の寡婦加算額については、昭和五十六年四月分以後六万円から十二万円に引き上げることといたします。

第一は、既裁定年金の額の引き上げであります。これは、昭和五十五年四月分から引き上げようとするものであります。たとえば、子供が一人いる場合の寡婦加算額については、昭和五十六年四月分以後六万円から十二万円に引き上げることといたします。

なお、寡婦加算の適用を受ける受給者が同時に退職年金等を受けることとなる場合の調整については、その詳細を政令で定めることといたします。

第六は、高額所得者に対する年金額の一部支給停止であります。この措置は、百二十万円を超える退職年金を受ける権利を有する者であって、昭和三十九年十月一日から昭和五十四年十二月三十日までの間に退職した者についても、昭和五十五年一月一日以後に退職した者の場合と同様に、各年における給与所得の金額が六百万円を超える場合に、その超える年の翌年六月から翌々年五月までの分として支給される退職年金について、昭和五十七年六月分以後の年金額の引き上げによる増額分を限度として、適用することといたしております。

このほか、所定の規定の整備を図ることとしております。

金の一部の支給を停止することであります。

以上がこの法律案の提案理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いります。

ただきますようお願い申し上げます。

○田邊委員長 準足説明を聴取いたします。松浦

経済局長。

○松浦(昭)政府委員 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を補足して御説明申し上げます。

この法律案を提出いたしました理由につきましては、すでに提案理由において申し述べましたので、以下その内容につき若干補足させていただきます。

第一は、既裁定年金の額の引き上げであります。

これは、昭和五十五年三月三十一日以前に給付事例が生じた退職年金、減額退職年金、障害年金、

遺族年金、通算退職年金及び通算遺族年金につきまして、その年金額の計算の基礎となつた平均標準給与を、昭和五十五年三月三十一日以前に給付事例の寡婦加算額については、昭和五十六年四月分以後六万円から十二万円に引き上げることといたします。

その上限を国家公務員共済組合制度に準じて四十万円から四十二万円に引き上げようとするものであります。

第四は、遺族の範囲の改正であります。これは、組合員期間が十年以上である者の配偶者について、組合員期間が十年未満である者の配偶者と同様に、遺族年金を受ける上で、主として死亡した者の収入により生計を維持していたことといういわゆる生計維持関係を要することとするものであります。

第五は、昭和三十九年改正後の農林漁業団体職員共済組合法、いわゆる新法に基づく遺族年金に係るいわゆる寡婦加算の額の引き上げ等であります。このうち、寡婦加算の額については、六十歳以上の寡婦または子のいる寡婦の新法に基づく遺族年金について、子の数等に応じて加算される額を、昭和五六年四月分から引き上げようとするものであります。たとえば、子供が一人いる場合の寡婦加算額については、昭和五十六年四月分以後六万円から十二万円に引き上げることといたします。

第一は、既裁定年金の額の引き上げであります。これは、昭和五十五年三月三十一日以前に給付事例が生じた退職年金、減額退職年金、障害年金、

遺族年金、通算退職年金及び通算遺族年金につきまして、その年金額の計算の基礎となつた平均標準給与を、昭和五十五年三月三十一日以前に給付事例の寡婦加算額については、昭和五六年四月分以後六万円から十二万円に引き上げることといたします。

第一は、既裁定年金の額の引き上げであります。

これは、昭和五十五年三月三十一日以前に給付事例が生じた退職年金、減額退職年金、障害年金、

遺族年金、通算退職年金及び通算遺族年金につきまして、その年金額の計算の基礎となつた平均標準給与を、昭和五十五年三月三十一日以前に給付事例の寡婦加算額については、昭和五六年四月分以後六万円から十二万円に引き上げることといたします。

以上であります。

○田邊委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることいたしました。

次回は、明二十三日木曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時五十二分散会

会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

（昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案）

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

（昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案）

（昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案）

適用して算定した額に改定する。
2 第一条の八第二項及び第四項の規定は、前項の規定による年金額の改定の場合について準用する。
3 前二項の規定の適用を受ける次の各号に掲げる年金については、これらの規定による改定後の年金額が当該各号に定める額に満たないときは、昭和五十六年四月分以後、その額を当該各号に定める額に改定する。
一 退職年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに定める額
イ 六十五歳以上の者に係る年金 七十三万三千六百円
ロ 六十五歳未満の者に係る年金 五十五万二百円
二 障害年金 次のイからニまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからニまでに定める額
イ 六十五歳以上の者で組合員期間が二十一年以上であるものに係る年金 七十三万三千六百円
ロ 六十五歳以上の者で組合員期間が九年以上であるものに係る年金 五十五万五百二千円
三 遺族年金 次のイからニまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからニまでに定める額
イ 六十五歳以上の者で組合員期間が二十一年以上であるものに係る年金 七十三万三千六百円
ロ 六十五歳未満の者で組合員期間が二十六年以上であるものに係る年金 五十五万五百二千円
ハ 六十五歳以上の者で組合員期間が六年以上九年未満であるものに係る年金 四十四万二千円
ニ イからハまでに掲げる年金以外の年金 三十六万六千八百円
三 遺族年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに定める額
イ その額の計算の基礎となつた組合員期間が二十年以上である年金 四十七万六千八百円
ロ その額の計算の基礎となつた組合員期間が二十年未満である年金 三十五万七千六百円

4 前三項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける権利を有する者が妻であり、かつ、次の各号の一に該当する場合には、昭和五十六年四月分以後、その額に当該各号に定める額を加算して得た額をもつて当該遺族年金の額とする。この場合において、同項中「年金額」とあるのは「年金額へその額につき次項又は第六項第一項」の規定による場合には、その額からこの規定の適用がある場合には、その額からこれららの規定により加算される額に相当する額を控除した額。(以下この項において「その額」という。)と、「七十三万三千六百円」とあるのは「七十四万九千円」と、「五十五万二千円」とあるのは「五十六万五千八百円」と、「四十四万二千円」とあるのは「四十四万九千四百円」と、「三十六万六千八百円」とあるのは「三十万三千六百円」と、「四十七万六千八百円」とあるのは「四十八万七千円」と、「三十五万七千六百円」とあるのは「三十六万五千三百円」と読み替えるものとする。
5 第一項又は第三項の規定の適用を受ける退職年金又は障害年金を受ける権利を有する者が六十五歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、これらの額を同項の規定に準じて算定した額に改定する。
6 第一項から第三項までの規定の適用を受けたとき、その者を第四項第三号の規定に該当する者とみなして、その額を改定する。
7 前条第十三項及び第十四項の規定は、第四項又は前項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける権利を有する者について準用する。

9 第四項、第六項及び第七項の規定は前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について、第五項の規定は第一項又は前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。
第二条の二十四 昭和五十五年三月三十一日以前に第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員若しくは任意継続組合員又は同日以前に第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員若しくは任意継続組合員又は同日以前に新法第三十九条第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員についての当該資格喪失事由又は障害給付の請求に係る新法の規定による年金 その給付事由が生じた日における当該年金の額の算定の基礎となつた平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の改定年額又は新法の平均標準給与の年額に一〇四二を乗じて得た額に五千三百円を加算して得た額(当該平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の年額又は新法の平均標準給与の年額に一〇四二を乗じて得た額に五千三百円を加算して得た額)当該年金の額の改定の基礎となつた平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の改定年額又は新法の平均標準給与の年額が四百三十五万九千五百二十四円以上であるときは、その額に十八万八千四百円を加算して得た額)
二 昭和五十四年四月一日以後昭和五十五年三月三十一日以前に新法第三十九条第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員についての当該資格喪失事由又は障害給付の請求に係る新法の規定による年金 その給付事由が生じた日における当該年金の額の算定の基礎となつた平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の改定年額又は新法の平均標準給与の年額に一〇四二を乗じて得た額に五千三百円を加算して得た額(当該平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の年額又は新法の平均標準給与の年額に一〇四二を乗じて得た額に五千三百円を加算して得た額)当該年金の額の改定の基礎となつた平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の改定年額又は新法の平均標準給与の年額が四百三十五万九千五百二十四円以上であるときは、その額に十八万八千四百円を加算して得た額)
第一条の八第二項及び第四項の規定は、前項の規定による年金額の改定の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「組合員又は任意継続組合員であつた期間」とあるのは「三十九年改正法附則第四条第一号の旧法組合員期間」と読み替えるものとす

2 第二条の二十二第一項後段の規定を準用する。
二 条の二十二第一項後段の規定を準用する。
一 前条第一項に規定する年金の改定の基礎となつた平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の年額に一千三百円を乗じて得た額をもつて当該年金の改定の基礎となつた平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の年額が四百三十五万九千五百二十四円以上であるときは、その額に十八万八千四百円を加算して得た額)
二 前条第一項に規定する年金の改定の基礎となつた平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の年額に一千三百円を乗じて得た額をもつて当該年金の改定の基礎となつた平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の年額が四百三十五万九千五百二十四円以上であるときは、その額に十八万八千四百円を加算して得た額)
三 前条第一項に規定する年金の改定の基礎となつた平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の年額に一千三百円を乗じて得た額をもつて当該年金の改定の基礎となつた平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の年額が四百三十五万九千五百二十四円以上であるときは、その額に十八万八千四百円を加算して得た額)

第二十七級	二九〇、〇〇〇円	二八五、〇〇〇円以上
第二十八級	三〇〇、〇〇〇円	二九五、〇〇〇円未満
第二十九級	三一〇、〇〇〇円	三〇五、〇〇〇円以上
第三十級	三二〇、〇〇〇円	三一五、〇〇〇円未満
第三十一級	三三〇、〇〇〇円	三一五、〇〇〇円以上
第三十二級	三四〇、〇〇〇円	三三五、〇〇〇円未満
第三十三級	三五〇、〇〇〇円	三四五、〇〇〇円未満
第三十四級	三六〇、〇〇〇円	三四五、〇〇〇円以上
第三十五級	三七〇、〇〇〇円	三五六、〇〇〇円未満
第三十六級	三八〇、〇〇〇円	三六五、〇〇〇円以上
第三十七級	三九〇、〇〇〇円	三七五、〇〇〇円未満
第三十八級	四〇〇、〇〇〇円	三八五、〇〇〇円未満
第三十九級	四一〇、〇〇〇円	三九五、〇〇〇円未満
第四十級	四二〇、〇〇〇円	三八五、〇〇〇円以上
		三八五、〇〇〇円未満
		三八五、〇〇〇円以上
		三九五、〇〇〇円以上
		四〇五、〇〇〇円未満
		四一五、〇〇〇円未満
		四一五、〇〇〇円以上

第二十四条第一項中「次に掲げる者」を「組合員又は組合員であつた者の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者)を含む。以下同じ。」子、父母、孫及び祖父母で、組合員又は組合員であつた者の死亡当時主としてその収入により生計を維持していたもの」に改め、同項各号を削る。

第四十六条の五第一項第一号中「六万円」を「十二万円」に改め、同項第二号中「八万四千円」を「二十一万円」に改め、同項第三号中「四万八千円」を「十二万円」に改め、同条に次の二項を加える。

3 遺族年金を受ける権利を有する妻である配偶者が第一項各号の一に該当する場合(同項ただし書に該当する場合を除く。)又は前項の規定により第一項第三号の規定に該当する者とみなされる場合(同項ただし書に該当する場合を除く。)において、その妻である配偶者が通算年金通則法第三条に規定する公的年金各法に基づく年金たる給付その他の年金たる給付のうち、老齢・退職又は廃疾を支給事由とする給付であつて政令で定めるもの(その全額の支給を停止されている給付を除く。)の支給を受けることができるときは、その受け

ことができる間は、同項の規定による加算は行わない。

第二十七条第二項を次のように改める。

2 農林水産大臣は、第六十二条第一項各号に規定する費用に係る事項につき第四条第二項の規定による認可又は第六十九条第一項の規定による認可若しくは同条第三項の規定による承認をしようとする場合その他の政令で定める場合には、あらかじめ、大蔵大臣と協議しなければならない。

附則第八条中「五十二万五千円」を「五十六万一千八百円」に改める。

(農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

附則第七条中「四百九十二万円」を「五百四万円」に改める。

(附則第十二条第三項第一号中「七十万円」を

「七十四万九千円」に改め、同項第二号中「二万五千円」を「五十六万一千八百円」に改め、同項第三号中「三十五万円」を「三十七万四千五百円」に改める。

附則第十五条の二第一項第一号中「七十万円」を「七十四万九千円」に改め、同項第二号中「五十二万五千円」を「五十六万一千八百円」に改める。

(昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員から共済組合の年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

附則第七条中「附則第二条の二において準用する場合を含む。」の下に「次条において同じ。」を加え、同条の次に次の二条を加える。

第七条の二 改正後の三十九年改正法附則第七条の三の規定は、昭和三十九年十月一日から一部施行日の前日までの間に退職年金又は減額退職年金を受ける権利を有することとなつた者については、昭和五十七年六月分以後の退職年金又は減額退職年金について適用する。ただし、これらの規定を適用して算定したその者の同月分以後の退職年金又は減額退職年金の額が同年五月三十日におけるその者の退職年金又は減額退職年金の額より少ないときは、その額をその者の同年六月分以後の退職年金又は減額退職年金の額とする。

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。

(標準給与に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」といいう。)前に組合員の資格を取得して施行日まで引き続き組合員の資格を有する者(昭和五十六年四月から標準給与が改定されるべき者を除く。)のうち、同月の標準給与の月額が六万九千円で

ある者又は四十一万円である者(給与月額が四十万五千円未満である者を除く。)の同月からの標準給与の基礎となつた給与月額は、当該標準給与の月額の基礎となつた給与月額を第二条の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法(以下「改正後の法」という。)第二十条第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

(遺族給付を受けるべき遺族の範囲に閉する経過措置)

第三条 改正後の法第二十四条第一項の規定は、施行日以後に給付事由が生じた給付について適用し、施行日前に給付事由が生じた給付については、なお從前の例によること。

(遺族年金の額に係る加算の特例に関する経過措置)

第四条 改正後の法第四十六条の五第一項及び第三項の規定は、昭和三十九年十月一日から施行日までの間に給付事由が生じた給付についても、昭和五十六年四月分以後適用する。

(共済組合法第四十六条の五の規定による加算が行われている遺族年金(その全額の支給を停止されているものを除く。以下この項において同じ。)を受ける権利を有する妻である配偶者が、同日において改正後の法第四十六条の五第三項に規定する政令で定める給付(その全額の支給を停止されている給付を除く。以下この項において同じ。)の支給を受けるべき額のうち昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に

関する法律等の一部を改定する法律(昭和五十六年法律第二号)第二条の規定による改定(前記規定による改定)による改定の適用を受けけることとする。)の支給を受けることができるときは、改正後の法第四十六条の五第一項の規定により当該遺族年金に加算されるべき額のうち昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に

として、同項の規定を適用する。ただし、当該遺族年金又はその者に支給される公的年金給付がその全額の支給を停止されるに至つたときは、この限りでない。

(退職年金等の額の特例に関する経過措置)

第五条 改正後の法附則第八条並びに第三条の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(以下「改正後の三十九年改正法」という)附則第七条の二、第十二条第三項及び第十五条の二第一項の規定は、昭和三十九年十月一日から施行日の前日までの間に給付事由が生じた給付についても、昭和五十六年四月分以後適用する。

昭和三十九年十月一日以後昭和五十六年四月三十日以前に給付事由が生じた給付について改正後の法附則第八条並びに改正後の三十九年改正法附則第七条の二、第十二条第三項及び第十五条の二第一項の規定を適用する場合には、同年四月分及び五月分の給付については、改正後の法附則第八条中「五十六万八百円」とあるのは「五十五万二百円」と、改正後の三十九年改正法附則第七条の二及び第十二条第三項第一号中「七十四万九千円」とあるのは「七十三万三千六百円」と、同項第二号中「五十六万八百円」とあるのは「五十五万二百円」と、同項第三号中「三十七万四千五百円」とあるのは「三十六万六千八百円」と、改正後の三十九年改正法附則第十五条の二第一項第一号中「七十四万九千円」とあるのは「七十三万三千六百円」とあるのは「五十六万三千六百円」とあるのは「五十六万八百円」とあるのは「五十五万二百円」とする。

(旧法の平均標準給与の仮定年額に関する経過措置)

第六条 改正後の三十九年改正法附則第四条第十号の規定は、施行日以後に給付事由が生じた給付について適用し、施行日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 附則第三条から前条までに規定するもの

のほか、給付に関する規定の施行に関して必要な事項は、政令で定める。

理由

農林漁業団体職員共済組合による給付に關し、他の共済組合制度に準じて、既裁定年金の額の改定、年金の最低保障額の引上げ、標準給与の月額の上下限の引上げ、遺族の範囲の見直し、寡婦加算の額の引上げ等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第一類第八号

農林水產委員會譜錄第十号

昭和五十六年四月二十二日

昭和五十六年五月十二日印刷

昭和五十六年五月十三日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

D